

# 現代市民社会と企業国家

平田清明

山田鋭夫・加藤哲郎  
黒沢惟昭・伊藤正純

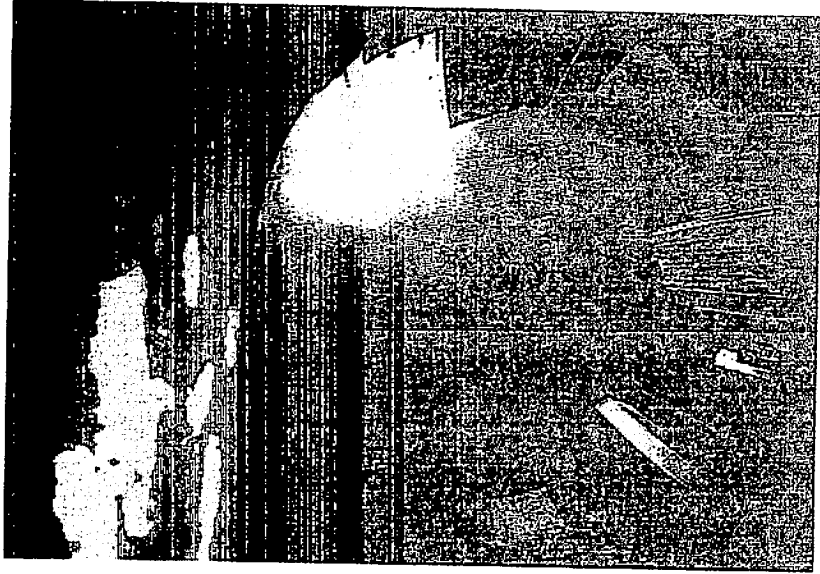
現代市民社会と企業国家 平田清明

企業社会と市民社会 山田鋭夫

過労死とサービス残業の政治経済学 加藤哲郎

企業国家日本と教育改革 黒沢惟昭

成熟国家スウェーデン 伊藤正純

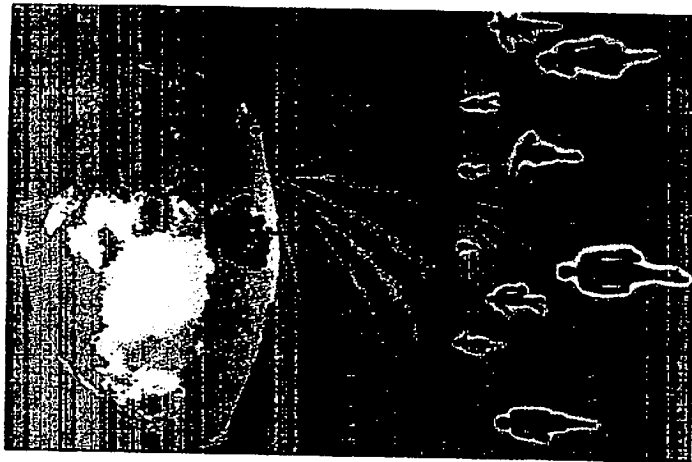


# 現代市民社会と企業国家



ISBN4-275-01544-4 C3033 P2575E

定価2575円(本体2500円・税75円)



現代市民社会と企業国家 — 平田 清明 — 3

- 一 国家社会主義の崩壊 6
- 二 欧州連合への進展 12
- 三 現代市民社会の再分（II連）節構造 20
- 四 現代資本主義社会の多次元・複原因分析 33
- 五 企業国家日本の批判的自己認識をすすめるために 37

企業社会と市民社会 — 山田 鋭夫 — 47

- 一 日本の「市民社会」 47
- 二 フォーティズムとその後 51
- 三 企業主義の構造 58
- 四 企業社会から市民社会へ 66

過労死とサービス残業の政治経済学 — 加藤 哲郎 — 75

- 市民社会の基礎は労働時間が自由時間か？ —
- 一 経済成長の東洋医学 — 日本の長時間労働・過労死と政府の非決定 75
- 二 過労死の社会医学 — 心身システムのエルゴロジカルな危機 77
- 三 過労死補償の行政学 — 労災認定における労働者の役割 88
- 四 長時間労働の経済史学 — 勤勉・滅私奉公は日本人の国民性？ 92
- 五 労働時間の経営学 — 会社主義と企業社会による組織された競争 101
- 六 サービス残業の統計学 — 労働省は資本の手先か、労働者の味方か？ 107
- 七 公共的時間の政治学 — 市民社会形成には自由時間が不可欠である 113

企業国家日本と教育改革 — 黒沢 惟昭 — 127

— 現代市民社会創造のために —

序 企業国家と「偏差値」教育 129

- 一 高校の現状と改革 130
- 二 大学の現状と改革 140
- 三 生涯学習時代の社会教育と企業改革 151

成熟国家スウェーデン ————— 伊藤 正純 165

— 選挙制度・男女平等・教育 —

- 一 はじめに 165
- 二 民主的な選挙制度 169
- 三 男女平等社会 — 女性の社会進出 — 177
- 四 教育 — リカレント型生涯学習社会の形成 — 189
- 五 結論に代えて — スウェーデン企業社会の変化 — 199

「あとがき」かえて — 本書成立の経緯 ————— 黒沢 惟昭 213

# 現代市民社会と企業国家

## 過労死とサービス残業の政治経済学

— 市民社会の基礎は労働時間が自由時間か? —

加藤 哲郎

### 一 経済成長の東洋医学 — 日本の長時間労働・過労死と政府の非決定

二〇世紀の資本主義は、人類史上空前の経済成長を達成し、物質的生産力を増大させ、地球環境・生態系を破壊してきた。そのなかでも日本の発展テンポはきわだっており、欧米の経営者や社会主義崩壊後の旧ソ連・東欧国家指導者により「日本モデル」「リーン・プロダクション」としてもてはやされる一方、欧米でも市民社会に生きる労働者たちからは、「シヤナイゼーションの脅威」という不安の声もきかれる。

俗流経済学者たちは、しばしば経済成長を健康体になぞらえ、成長鈍化を病気と診断する。かつての労働者の質上げ圧力によるイギリス病、福祉の荷重超過によるスウェーデン病などを受けて、労働者の勤労意欲減退による韓国病や、バブル崩壊でリストラクチャリングに苦しむ日本病も、診断されている。

しかし、大量生産大量消費・情報化・グローバル化でせわしくなった二〇世紀の時間のリズムをしばし離れて、ち

よって立ち止まって考えてみよう。いったい、西洋医学で病氣と診断された身体は本当に病氣なのか、東洋医学やイスラム医学で診れば健康体ではないのか？ 西洋医学で健康と診断された高度経済成長の黄金時代こそ、人類史のなかの異常な時代であり、いまやストレスを蓄積して動脈硬化をきたしているのではないか？ 福祉とゆとりのゆえに病氣と診断されたスウェーデン型市民社会では、人間と自然との健全な共生が保たれているのではないか？ 欧米と日本にはじまる資本主義型工業化がアジアに及び、韓国やタイばかりでなく中国やインドやアフリカにも自動車やビデオやコンピュータが溢れるようになれば、いったい宇宙船地球号はどうなるのだろうか、と。

そして、私たちの足元を見つめてみよう。ひるがえって日本に市民社会はあるのか？ 広告や情報の氾濫のなかで、一生懸命働き、ぜいたくなモノに囲まれ、世界中のグルメを味わいながらも、なにかしら満たされず、ストレスが蓄積されていく社会が、本当に市民社会であるのか？ モノは質素でも、自由時間のゆとりと健康な生活が保障される社会の方が、よっぽど市民社会らしいではないか？ そもそも市民社会とは何であり、どこに向かおうとしているのか？ 市民社会では、労働と労働時間はいかなる意味をもつのか？ 自由で社会的な時間と空間がないところに、公共的コミュニケーションを基礎とした市民社会形成は可能なのか、と。

小論は、そうした疑問から出発して構想された「時間と空間の政治学」の一環であり、ささやかな問題提起である。より具体的には、過労死に象徴される日本の労働者の長時間労働の問題に焦点を絞り、それが企業主権国家日本の経済発展を支えた重要な病理であったこと、その問題に政府も労働組合も必ずしも有効な規制を行えなかったこと、そしてそれが現代日本におけるさまざまな社会問題と国際摩擦の重要な要因になっていることを示し、いわば日本政治における「非決定」の問題を浮き彫りにすることによって、「時間と空間の政治学」に接近しようとするものである。<sup>(1)</sup>

## 一 過労死の社会医学——心身システムのエロジカルな危機

現代日本で広く知られ、英語でもそのまま用いられるにいたった新しい日本語に、「過労死 (Karoshi)」という言葉がある。長時間過密の働きすぎによる突然死のことで、福祉の遅れ、高地価と狭い住宅、受験戦争や単身赴任などとともに、「豊かな社会」日本の陰の部分象徴している。

国際労働機構 (ILO) の「世界労働報告・一九九三年」は、地球上にはアフリカ・インドなどで、なお子供を含む数百万人が奴隷労働・債務返済労働として使役されている反面、アメリカや日本などでは「二〇世紀の最も深刻な健康上の問題の一つ」としての労働ストレスの蓄積が進み、日本ではフランスより年五〇〇時間も多い長時間過密労働で「仕事中毒による過労死」さえ発生している、と警告した。

日本政府は近年、アメリカとの貿易摩擦・構造協議の過程で、日本の労働時間が他の先進資本主義諸国に比して著しく長いことを認め(図1)、労働時間短縮をマクロの政策課題とした。宮沢内閣が一九九二年六月に決定した経済計画「生活大国五か年計画——地球社会との共存をめざして」は、「労働時間の短縮は、勤労者とその家庭にゆとりをもたらし、職業生活と家庭生活、地域生活との調和を図り、「生活大国」の実現を目指す上での最重要課題の一つである。また、国際的に調和のとれた競争条件の形成にも資するものである」として、一九九一年の年間二〇一六時間(所定内一八四一時間、所定外残業一七五時間)を九六年までに一八〇〇時間にすると公約し、九三年六月には労働基準法を改正して九四年四月から施行することにした。<sup>(2)</sup>

しかし、一九九二年二月の内閣改造で就任したばかりの村上労働大臣が、「わたしは二宮尊徳の考えを持っている。所管大臣として週四〇時間、年間一八〇〇時間の旗振り役だが、ジレンマもある」と述べたように、かつての「富国

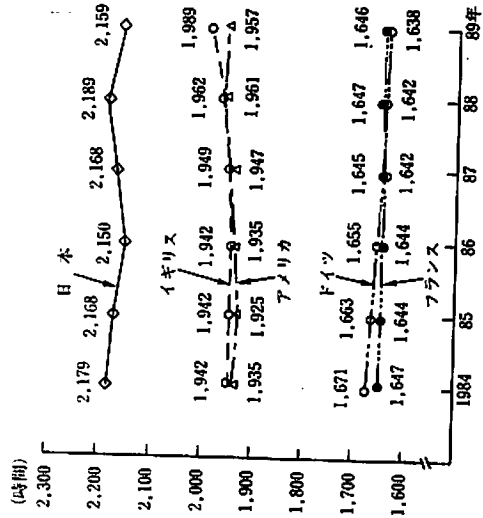
図1-2) 労働時間の国際比較  
(製造業生産労働者, 1990年)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
総実労働時間	2,124	1,948 (-176)	1,953 (-171)	1,598 (-526)	1,683 (-441)
所定内労働時間	1,905	1,756 (-149)	1,766 (-139)	1,499 (-406)	-
所定外労働時間	219	192 (-27)	187 (-32)	99 (-120)	-
年間休日等の日数	118	139 (-181)	147 (-255)	157 (-317)	154 (-298)
週休日	85	104 (-164)	104 (-167)	104 (-155)	104 (-157)
週休以外の休日	21	9 (103)	8 (114)	12 (73)	8 (108)
年次有給休暇	9	19 (-86)	24 (-132)	29 (-163)	26 (-141)
欠勤日	3	7 (-34)	11 (-70)	12 (-73)	16 (-108)
1日当たり労働時間	8.60	8.62 (4.80)	8.96 (83.59)	7.68 (-208.50)	7.98 (-142.64)
1日当たり所定内労働時間	7.71	7.77 (13.57)	8.10 (90.30)	7.21 (-115.07)	-
1日当たり所定外労働時間	0.89	0.85 (-8.77)	0.86 (-6.71)	0.48 (-93.43)	-

出所：EC及び各国資料、労働省賃金時間部労働時間調査。【労働白書】平成4年版。

- 注：1) ( )内は総実労働時間格差に対する要因別の寄与度。  
2) フランスの所定内、所定外労働時間は不明。  
3) 事業所規模は日本は5人以上、アメリカは全規模、その他は10人以上。  
4) 常用パートタイム労働者を含む。

図1-1) 国際比較の中の日本の労働時間



注：1) 対象は原則として製造業生産労働者。  
2) 数字は年間総労働時間。  
3) 資料はECおよび各国資料ならびに労働省時間調査。  
出所：日本労働研究機構「勤労者生活と実質購買力の国際比較」、労働省「労働白書」。

競争力弱化につながりかねないと反論し、労働基準法改正に際しても、時間外、休日賃金の割増率引上げに反対した。労働組合のナショナルセンターである日本労働組合総連合会(連合)などは、近年、労働時間短縮を積極的に要求するようになった。しかし、日本の労働者の多くは、「企業社会」「会社主義」とよばれる長時間労働・残業を当然とするシステムに組み込まれている。個々の家計では、残業減少による収入減への不安がある。バブル景気崩壊後の九

強兵・殖産興業」時代の日本人の「減私奉公」を支えた二宮尊徳(金次郎)風勤勉道徳と長時間労働を日本経済に不可欠のものとみなし、労働時間短縮は日本経済の国際競争力喪失につながるという見解も、根強く残されている。一九九三年六月、政治改革をめぐって自由民主党が分裂し、戦後日本の政党政治の再編が始まったが、労働時間短縮を基本政策にかかげるような政党は、政治舞台に現れない。

企業経営者のなかには、ソニーの盛田昭夫会長のよう、「日本型経営」が危ない」という話題をよんだ論文で、労働時間短縮が労働分配率向上とともに世界市場において日本企業が生き残るために必要な施策の一つであると問題提起する例も現れてきている。しかし、日経連など財界主流は、日本企業の

図1-(3) 各国の労働時間・休日・休暇の法的制度

国名	法定労働時間	時間外労働	休日労働	時間外・休日労働の法定割増率	年次有給休暇
日本 労働基準法	1日=8時間 1週=46時間	(1)災害等による臨時の必要がある場合 (労働基準監督署長への許可・届出) (2)次の①及び②の要件を満たす場合 ①労使協定の締結 ②労働基準監督署長への届出 なお、協定の一定期間の延長時間について、(参考)の目安が大臣告示で示されている。	(1)災害等による臨時の必要がある場合(労働基準監督署長への許可・届出) (2)次の①及び②の要件を満たす場合 ①労使協定の締結 ②労働基準監督署長への届出	①時間外労働—25% ②休日労働—25%	①最低付与日数—10日 ②継続勤務1年ごとに1日を加算 ③最高20日を限度
アメリカ 公正労働基準法	1週=40時間 (割増賃金の計算基礎として)	一般的規制なし	一般的規制なし	①時間外労働—50% ②休日労働—規制なし	一般的規制なし
イギリス	一般的規制なし	一般的規制なし	一般的規制なし	一般的規制なし	一般的規制なし
(旧)西ドイツ 労働時間法・連続休暇法	1日=8時間 1週=48時間	(1)使用者の裁量による場合(年間30日を限度とする。) (2)労働協約による場合 (3)監督署の認可による場合 (4)非常の場合 上記いずれも、1日2時間を上限とする	日祝日労働原則禁止	①時間外労働—25% ②休日労働—規制なし	①8労働日 ②原則連続付与(分割する場合は連続12労働日を確保)
フランス 労働法典	1週=39時間	(1)企業委員会と労働監督署への通知(年間130時間を限度。これを超えるときは、企業委員会の意見聴取、労働監督署の認可を要す。) (2)労働協約等の場合 法定労働時間と合わせて、総労働時間が1日10時間以内、12週間平均で1週46時間以内かつ1週48時間以内	週休日(原則として日曜日)労働原則禁止	①時間外労働 1週8時間まで25% 1週8時間超50% ②休日労働 代償休日の有無等に応じて0~100%	①2.5日労働日(1カ月勤務につき) ②最高30労働日を限度(1年勤務の場合) ③最低12労働日を連続付与(24労働日を限度)

出所：坂東真理子著「図説 世界の中の日本の暮らし」大蔵省印刷局、1992年。

三年春闘でも、時間短縮要求よりも、正社員の雇用確保と賃上げが優先された。<sup>(3)</sup>

日本の労働時間の法的規制は、労働基準法によって与えられている。一九八八年に改正・施行された労基法では、「第四章 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇」において、「使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四〇時間を超えて、労働させてはならない。使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない」(第三二条)となっている。一日八時間、週四〇時間が上限で、違反すると「六ヶ月以下の懲役または十万円以下の罰金」(第二一九条)が科される。

ところが、同法の第一三一条には、当分の間、この「四〇時間」を「四〇時間を超え四八時間未満の範囲内において命令で定める時間」と読み替えるという規定がある。一九九一年三月までそれは、政令で法定労働時間を週四六時間、特定業種・規模の企業については猶予措置が設けられて四八時間、と読み替えられた。九〇年二月の中央労働基準審議会では、それがさらに法定四四時間、猶予措置は九三年三月までで四六時間と読み替えられ、九一年四月から実施された。

一九九二―九三年、労働者と中央労働基準審議会は、アメリカからの貿易摩擦がらみの「外圧」と、連合など労働運動からの「内圧」におされて、新たな労働基準法改正を準備した。九三年六月に国会で議決され、九四年四月から実施されることになった改正労働基準法では、法定週四〇時間制への移行、つまり第三二条の文字通りの実施を唱っている。

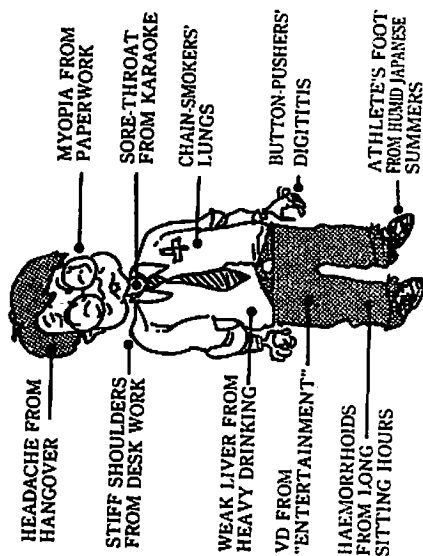
しかし、九三年三月末で期限のきれるはずであった週四六時間制猶予措置でさえ、バブル崩壊後の不況を口実にした中央労働基準審議会での経営者側の抵抗と、時の政権党自由民主党の要請で、一年間実施が延長された。その猶予措置による週四六時間制適用労働者は、運輸・通信業や中小企業など約二三〇〇万人、雇用労働者全体のほぼ半数に

図2 オーストラリアからみた過労死

Japanese workers are running too fast, as in a racing car with malfunctioning brakes.

Overtime has now become part of the culture of Japanese working life. Japanese workers, like geisha girls have not yet learned how to say "no" to employers demands. White-collar personnel keep their jobs to work harder and longer hours. Rising land prices in the cities force Japanese to commute back to their office each day. In Tokyo, talking three hours

THE SALARYMAN'S HEALTH



出所: The Metal Workers, Organ of the Metals and Engineering Worker's Union, November 1991, p.19.

のぼる。九四年からの改正労働基準法でも、中小企業などに対する週四四時間の猶予措置が、九七年三月まで設けられる。

さらに八八年法で「特例措置」とされた「二〇人未満の商業・サービス業等に係る」週四八時間制限はそのままで、その対象とされる六五〇万人(全労働者の二四パーセント)を合わせると、「猶予」「特例」対象者は全労働者の三分の二近く(六四パーセント)にのぼる。つまり、労働基準法の「週四〇時間」が文字通りに適用されるようになるのは、大企業正社員を中核とした三分の一の労働者にすぎないのである。労働基準法の時間規制が、「ザル法」といわれるゆえんである。

労働時間の法的規制が遅々として進まない状況下で、長時間労働の産物である過労死やサービス残業の問題が、社会的・政治的にもクロスアップされてきている。

過労死という言葉は、一九八八年に弁護士たちが「過労死二一〇番」を開設して以降広がり、新聞・テレビ等の報道で用いられて定着した。最近ではサラリーマン向け雑誌や経営者むけの雑誌もこぞつとりあげ、小説の題材にもなっている。欧米でも「シヤパニース・カロシ」<sup>1)</sup>として広く報道され、筆者自身も米国CBSテレビのインタビュアーを受けたことがある。オーストラリア金属機械労働組合の機関紙は、図2のような漫画を掲げて、「日本の働き中毒者たちは、死に至る競争に突入している」と皮肉っている。

過労死(Death from overwork)とは、命名者である国立公衆衛生院成人病室長上畑鉄之丞医師によって、医学・生理学的には「過重労働が誘引となって高血圧や動脈硬化が悪化し、脳出血、くも膜下出血、脳梗塞などの脳血管疾患や心筋梗塞などの虚血性心疾患、急性心臓死などを発症し、永久的労働不能や死亡に至った状態」、ないし「非生理的な労働過程が進行するなかで、労働者の正常な労働リズムや生活リズムが崩壊し、その結果、生体内で疲労蓄積が進



図3 過労死110番への相談事例

I 「過労死110番」全国ネット相談件数の推移	
全国	東京
135	35
1988・6・18(土)一斉相談日件数	46
1989・6・17(土)一斉相談日件数	27
1990・6・16(土)一斉相談日件数	49
1991・6・15(土)一斉相談日件数	59
1992・6・20(土)一斉相談日件数	
上記5日を除く	
1993・3・31までの件数	626
総計	842

II. 全国集計結果 (1988. 6. 18~1993. 3. 31)

1. 全国集計合計 (件数およびバーセンテージ)
  - 1) 合計相談件数 3,121件
    - 内訳
      - 労災補償相談 (内 死亡事案) 2,265件 (72.5%)
      - 予防相談 1,466件 (47.0%)
      - その他の相談 797件 (25.6%)
    - 59件 (1.9%)
  - 2) 項目別集計合計
    - 以下(1)~(2)については労災補償及び予防相談合計件数3,062件
    - (3)~(5)については労災補償の相談2,265件についての内訳
    - ※その他には、いずれも不明を含む
    - ※相談者 3,062件中
      - (1) 本人 633件 (20.7%)
      - 妻 1,549件 (50.6%)
      - その他親族 560件 (18.3%)
      - 労組 32件 (1.0%)
      - その他 288件 (9.4%)
    - (2) 年齢
      - 30歳未満 197件 (6.5%)
      - 30歳~39歳 362件 (11.8%)
      - 40歳~49歳 794件 (25.9%)
      - 50歳~59歳 797件 (26.0%)
      - 60歳以上 174件 (5.7%)
      - 不明 738件 (24.1%)
    - (3) 被災者の職種・地位等における発生件数——2,265件中——
      - ※これは暫微的なものを挙げたもので、合計数は合計相談件数とは完全には一致しない。
      - 会社経営者・役員 96件
      - 会社管理職 454件

み、過労状態に移行、既存の高血圧や動脈硬化が悪化し、破綻をきたした致命的な状態」と定義されている。ちょうど、地球環境が、一九・二〇世紀の世界的工業化で自然循環のリズムをこわし、異常気象や生態系崩壊を経験しているのと似ている。

エコロジイ風にいえば、現代の地球環境・生態系危機は、いわば「地球の過労死」寸前の姿である。そして、人間社会の「ジャパニース・カロシ」は、労働者の肉体的・精神的リズムのエコロジカルな危機、より正確に、労働生理学者たちの提唱する言葉でいえば、「エルゴロジイ (Ergology) 労働態、労働生体系」の危機である。

過労死は、近代工業の勃興期には、西欧でも日本でも珍しくなかった。かのカール・マルクス『資本論』の第一巻第八章「労働日」には、次の文章がある。

「一八六三年六月の最後の週に、ロンドンのすべての日刊新聞は、『単純な過労による死 (Death from simple Over-work)』という「センセーショナル」な見出しの記事を載せた。それは、ある非常に名声の高い宮廷用婦人服製造所に雇われていて、エリスというやさしい名の婦人に押取られていた、二〇歳の婦人服製造女工メアリ・アン・ウォークの死亡に関するものだった。……彼女は、他の六〇人の娘たちと一緒に、必要な空気容積の三分の一も与えないような一室に三〇人ずつ入って、二六時間半休みなく労働し、夜は一つの寝室をいくつかの板壁で仕切った息詰まる穴の一つで、一つのベッドに二人ずつ寝た。……彼女は、金曜に病気になる、そして、エリス夫人の驚いたことには、前もって最後の一言を仕上げもしないで、日曜に死んだ」。

それが、よりスマートなかたちで、現代日本によみがえった。日本にもかつての殖産興業期には、『女工哀史』や『あ野麦峠』の過酷な労働があった。二〇世紀の今日では、日本国憲法の基本的人権の延長上で「健康で文化的に生きる権利」や環境権が認められるにいったが、過労死は、飢餓や戦争によるものとは異なるかたちでの、生存権の剥

ちやくちやくに忙しい」と訴えていた。

『資本論』風にいえば、こうなる。「一九九〇年二月十六日付けの東京のすべての新聞朝刊は、『企業戦死の過労死』を社会面トップで報じた。それは、世界的に高名な総合商社に雇われて、会社主義という目に見えないしくみに搾取されていた、四七歳の働き盛りの課長の死に関するものであった。ただし現代では、次の一節がつけ加わる。「残された妻は、労働基準監督署に、労災認定を求めて申請手続きをとった。「突然にかけがえのない人を失った今、私のような思いをする人がもう出てはいけないという気持ちでいっぱいです。私のこの申請が、過労死予備軍ともいえる働きすぎの人々への警鐘となり、過労死を出さない職場環境のきつかけとなれば幸いです」と述べて」と。

一九八九年一月に死亡した二五歳の日働海上火災の営業マン早川勝利氏の場合、会社の「東京海上に負けるな」の合言葉のもとで、昼は会社外で生命保険契約のノルマを達成する仕事、夜は書類整理などで遅くまで会社内に残り、家にも仕事を持ち帰って午前二時・三時まで働く毎日を繰り返して、「疲れたよ、ゆっくり寝たいよ」と家族に言い残して、そのまま死んでいった。

教育に熱心な学校教師や、深夜便のトラック運転手、二四時間営業の小売店労働者、締切に追われるジャーナリストなどにも、過労死がある。働き盛りばかりでなく青年にも、男性ばかりでなく女性にも、ブルーカラーにもホワイトカラーにも、中間管理職にもトップ経営者にもみられる。

一九九〇年二月から九一年一月の一年間に『日本経済新聞』訃報欄で報じられた現役会社役員一九二名の死因の四六％は、過労死の疑いの濃いクモ膜下出血・脳出血・心不全など脳・心臓疾患であった。

一九八九年正月になくなった東証一部上場プラント輸出会社千代田化工建設代表取締役副社長後藤弘美氏のケースは、経営トップの過労死の事例である。海外事業の責任者として前年八八年に二〇回延べ一三二日の海外出張を繰り返

現業労働者	572件	(相談者の述べた病名に基づく)——2,265件中——
営業・事務職	491件	脳出血 (16.0%)
運転手	220件	くも膜下出血 (16.4%)
技術職	179件	脳血管・脳梗塞 (6.6%)
公務員	160件	心臓 (9.9%)
病名	363件	急性心不全 (17.4%)
脳	372件	その他——2,265件中——
心臓	149件	2,136件 (94.3%)
心臓	225件	2,102件 (4.5%)
急性心不全	393件	27件 (1.2%)
その他	763件	
被災者の性別		
男性	2,136件	
女性	2,102件	
不明	27件	

出所：過労死弁護団全国連絡会議  
「過労死110番全国集計結果」(1993年6月1日)。

事である。いや、自由時間の飢餓と経済戦争による、企業戦士たちの戦死である。

過労死は、私たちの身のまわりでも、起こっている。一九九三年六月十九日、「過労死二〇番」全国ネットワークの一斉相談日に寄せられた相談は一八一件、内七八件が労災補償相談(内死亡事案は四〇件)、働きすぎの予防相談が七九件であった。九三年三月までの延べ相談件数は三二二一件にのぼり、四〇・五〇歳の働き盛りが多いが三〇歳未満も一割、女性も四・五パーセントいる。職種では建設作業員・工員など現業労働者が二五パーセント、営業・事務職が二二パーセント、管理職も二〇パーセントにのぼる。脳出血など脳血管疾患が三九パーセント、心臓疾患が二七パーセント、精神的ストレスによる自殺も二六パーセントいる(図3)。

過労死の典型的事例を、見てみよう。

一九九〇年七月に死亡した三井物産の四七歳のソ連担当課長石井淳氏の場合、死亡前一〇か月に一〇三日間の海外出張を繰り返して、死亡五日前に来日したソ連側取引先担当者を接待して商談をまとめようとしていた途中で、出張先のホテルの部屋で胸の痛みを訴え急死した。亡くなる三日前にホテルから、妻への電話で「め

返し、二月四日―二月四日の中東出張から帰国したさいにはひどい風邪で顔色も悪かったが、帰国後も出張中にたまった国内の仕事と株主総会などの業務を毎日こなし、ようやく休暇のとれた二月三〇日にくも膜下出血で倒れ、年があけて死亡した。五八歳であった。

一九八八年二月に死亡した榎本精士葛城工場班長平岡信氏（四八歳）の場合は、タイムカードの打刻時刻から推計した死亡前一年間の拘束労働時間が四〇三八時間、休憩時間を除いた年間実労働時間は三六六三時間にのぼった。ところが、ヘアリング製造工場の現場で約三〇人の部下をもち、二組二交替制でラインを統轄する彼の仕事の会社側の記録は、所定内三六三時間のほか、給与明細書に示された所定外残業時間は一〇一五時間で、支払い労働時間は計三三七八時間であった。これでも殺人的な長時間労働であるが、タイムカードとの差の三八五時間は、賃金が支払われない「サービス残業」であった。会社側は、労災も認定された彼の過労死を、「残業手当による収入を重視した自主的残業」によるものであるとして損害賠償を拒み、遺族は企業責任を追究して裁判に訴えた。

一九八八年六月に亡くなった富士銀行兎町支店の二三歳の女子銀行員岩田栄さんのケースでは、労働基準法第六四条で禁じられた女子の「四週二四時間以内」を大幅に超えた残業を、会社は勤務時間表の出退社時刻の書換えまで指示して、強制していた。

### 三 過労死補償の行政学 ― 労災認定における労働省の役割

しかしながら、日本政府は、正確にいえば「過労死」の存在そのものを認めていない。労働省編集の「労働時間白書」（一九九二年二月）にも、「平成四年版（及び五年版）労働白書」にも「日本の労働政策・平成四年版」にも、過労死という言葉も問題もでてこない。一九九一年度に労働省が過労による業務上の死亡として労災認定したのは、

		(件数)				
		1987年度 (昭和62年度)	1988年度 (昭和63年度)	1989年度 (平成元年)	1990年度 (平成2年度)	1991年度 (平成3年度)
脳血管疾患	請求件数	351	480	538	436	404
	認定件数	42	61	96	77	78
	1号 9号	24 18	47 14	77 19	56 21	54 24
虚血性心疾患等	請求件数	148	196	239	161	151
	認定件数	7	20	14	15	15
	1号 9号	4 3	5 15	3 11	3 12	5 10
合計	請求件数	499	676	777	597	555
	認定件数	49	81	110	92	93
	1号 9号	28 21	52 29	80 30	59 33	59 34

注：1) 1号とは労働基準法施行規則第11の2第1号の「業務上の負傷に起因する疾病」であり、9号とは同法第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等である。  
2) 未処理の件数があるので、請求件数から認定件数を減じた件数が不支給の件数とならない。

出所：岡村親直「労災保険審議会報告と過労死労災認定の課題」【労働法律旬報】1308号（1993年3月25日）、7頁。

申請五五五件のうち三四件にすぎない（図4）。これら公式統計からは、過労死とよばれる突然死は、日本の労働者のごく例外的現象であるかに見える。

だがこれは、労災認定の要件がきわめて厳しく、遺族は労災申請以前にあきらめるのが圧倒的なため、実際の過剰労働による突然死は、これよりはるかに多い。労働省は過労死は「正式な医学用語でない」ことを理由にその存在を否定するが、人口動態統計など医学的データをも用いて過労死弁護団が推計したところでは、年間ほぼ一万人、ちよと交通事故による犠牲者数に匹敵する。

日本政府は、過労による健康被

害・死亡の統計をつくらず、すでに社会問題化した過労死の実態をおおいかくしているため、政策的対応ができないのである。

労働者が過労により死亡した場合、遺族は犠牲者が勤務していた会社に、労働基準法・労働安全衛生法による使用者の安全配慮・保護義務、健康保持義務違反であるとして、損害賠償・慰謝料を請求することができる。

しかし、多くの会社は、労働者の働きすぎを死亡者個人の健康管理の責任に帰して、企業の責任を逃れようとする。そこで遺族は、労働災害補償保険法にもとづいて、労働省労働基準監督署に労災保険制度による遺族補償・保険金支払いを求める。企業側は、その死亡が業務上の労働災害と労働者により公的に認定されない限り、企業責任・損害賠償を認めようとしなないケースが多いからである。

そこで、労働省による労災認定のあり方が問題になる。労災保険制度は、もともと炭鉱落盤事故や業務上交通事故を想定したもので、過労による突然死を予想していない。しかし一九八七年一〇月に一九六一年以来三六年ぶりで改定された脳・心臓疾患の労災認定基準（労働者通達）では、「発症前一週間以内に通常の所定内業務内容と比較して特に過重な業務に就労して精神的・身体的過重負荷を受けたこと」とした（過重負荷主義）。一九六一年の旧認定基準では、発病直前（前日）における特別の災害のような従来の業務に比して著しい負荷を要件としていた（災害主義）から、考慮対象期間は延長され、所定外業務・残業などによる過労の蓄積が顧慮されるようになった。

しかし、この通達によって、過労死認定が大幅に緩和されたとはいいがたい。過労は、たんに一週間ではなく、数週間・数か月の単位で蓄積されるものであり、直前一週間の就労状態のみでは判断できない。また、夜勤で一〇時間以上の所定内労働のタクシードライバーのような仕事では、所定内労働自体によるストレスや疲労で過労死する場合もある。

しかも、一九九〇年四月に発覚した、労働省の業務上労災認定業務のためのマニュアル（一九八八年一月作成）によれば、この認定基準の実際の運用にあたって「業務上」と認定されるケースは、①発症当日の業務量が日常業務の三倍であること、②発症前一週間に一日の休みもなく日常業務の二倍働いたことであり、③直前一週間に一日でも休んでいればたとえ他の六日が日常業務の二倍でも「業務外」として扱い労災とは認定しない、というものであった。ちなみに、このマニュアルは、マスコミ報道で初めて暴露されたもので、労働省は当初その存在を否定し、発覚一か月後ようやく省内の全国職業病認定担当者会議で配布したものであることを認めた。

一九九〇年四月の東京中央労働基準監督署の決定では、このマニュアルが忠実に適用された。一九八七年二月に、四三歳の総合広告代理店「創芸」副部長八木俊臣氏が、平日残業のほか死亡直前の土曜・日曜も自宅まで七時間もワープロをたたいて企画書をつくり、水曜日に急性心筋梗塞により倒れた過労死の例は、「一日三十四時間、週二五時間程度の残業では、過重な業務といえない」「休日に自宅でも働いていたという事実は、妻の証言のみで認定できない」と、マニュアル通りの解釈で労災が認められなかった。

八木氏の手帳には、次の文章が残され、現代日本の「会社奴隷労働」を告発していた。

「かつての奴隷たちは、奴隷船につながれて新大陸へと運ばれた。超満員の通勤電車のほうがもっと非人間的ではないのか。現代の無数のサラリーマンたちは、あらゆる意味で、奴隷的である。金にかわれている。時間で縛られている。上司に逆らえない。賃金も大体一方的に決められる。ほとんどわずかの金しかもらえない。それと欲望すらも広告によってコントロールされている。肉体労働の奴隷たちはそれでも家族と食事をする時間がもたはずなのに」。

以上にみたように、過労死に関わる日本の行政は、労働法にもとづくばかりではなく、労働省通達で一般的基準が定められ、各都道府県労働基準監督局・監督署が省内マニュアルを適用して具体的に運用する。このような厳しい認

定基準のため、労働省による実際の業務上過労死認定は毎年三〇件前後、申請件数の五％程度でしかない。

その背景には、認定基準を緩和すると申請件数が増大し、ひいては労災保険財政に影響が及ぶことへの危惧がある。労災保険は業種や過去の災害率により異なるが、各企業が賃金総額の〇・六一四・九％を全額使用者負担で拠出し、まかなわれる。一九九一年の労災保険料取納額は一兆五一一億円、給付費等支払額は八八三億円で大幅な黒字であるが、過労死労災認定が増増すると、この財政をおびやかす。労働省にとっては権限を伴う有力な財政的資源であり、認定にあたっては、拠出者である企業への配慮が働く。

そのうえ遺族の申請書類には会社の認印欄があり、会社が勤務資料などで遺族に協力する例は少ない。労働基準監督署の審査は申請から一年以上かかり、会社側は企業責任を認める証拠を出したがない。会社が所定外手当を支払わない残業、いわゆる「サービス残業」「持ち帰り残業」の存在を認めない。年間少なくとも一万人と見積られる過労死の犠牲者の遺族は、申請手続きの煩雑さ、会社の非協力と決定までの長い時間により、大多数は申請をあきらめ泣き寝入りする。わずか五％程度の遺族申請者のうち、そのまた五％程度しか実際に労災認定を受けることはない。

こうして、日本政府の公式統計からは、過労死は抜け落ちる。したがってまた、労働行政において具体的施策は生まれぬ。過労においやった企業の責任は、免罪される。政府の不作為による問題の隠蔽、「非決定」である。

#### 四 長時間労働の経済史学——勤働・減私奉公は日本人の国民性か？

個々のケースはさまざまであっても、一般的にいえば、過労死が生じる社会的背景は明らかである。先進工業国なかでは異常に長い日本の労働時間、会社主義のせいである。

一人の人間にとって、生きる時間は有限である。一日は二四時間、一年は三六五日で八七六〇時間、人生はせいぜ

い六〇一八〇年である。

人間にとっての時間の意味は、社会史研究の隆盛もあり、近年、物理学・哲学ばかりでなく、社会科学や歴史学、人類学においても研究されてきた。労働時間の歴史的変遷についても、欧米の歴史学・社会科学は、新しい知見を提供してきている。

例えば古代ローマの暦には、年に一七五日の宗教的休日があり、市民が生産労働にたずさわることは少なかった。中世イングランドの農民の労働時間はせいぜい年一六〇〇時間で、一年の三分の一は働かなかつた。アンシャンレジーム期フランスの農民も、年五二日の安息日(日曜日)を含む年一八〇日の休日を享受していた。時間とは、神の定めた自然のリズムと観念され、季節と太陽・月の動きに人間が従うものであった。時間は流れるもので、費やすものではなかつた。

それが、機械時計の発明と、農業から工業への生産基軸の移行により、ドラステイックな変化をこうむった(図5)。太陽に代わる「仕事はじめの鐘」の出現、「教会の時間から商人の時間へ」の移行、教会に代わって工場主が行う仕事の時間管理が現れ、日単位ではなく時分秒単位での労働が始まった。自然のリズムに従い「過ぎ去る(過ぎ)もの」であった時間は、人間が自分あるいは他人の意志で「費やす(費やす)もの」になった。始業・終業のベル、タイムレコーダーが現れ、「時は金なり」の観念が生まれた。資本主義的産業化の進行とともに、時間は貨幣換算されるようになった。

産業革命の時代に、工場労働時間は劇的に延長された。エンゲルス「イギリスにおける労働者階級の状況」が描いたように、紡績業などでは子供や女性を一日二二一六時間も働かせる。時計は工場主が独占し、時には始業時を早めたり終業時刻を遅くしたりして、文字通りの「時間泥棒」——ミヒヤエル・エンテ「モモ」を見よ——が現れた。

図6 スウェーデンからみた世界の労働時間と労働消化率

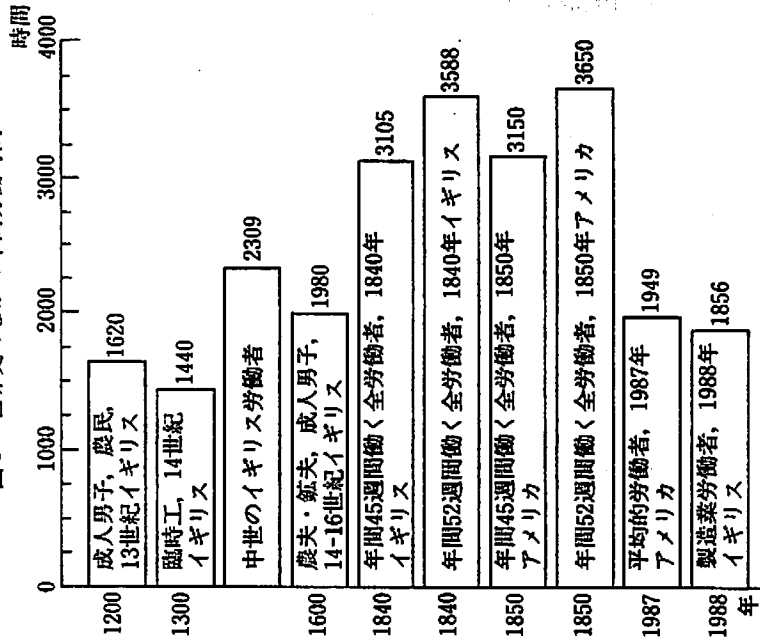
	工場労働者1人あたり労働時間数	所定年間労働時間数	消化率(%)
アイスランド	2016	1800	112
イギリス	1844	1778	104
イタリア	1717	1756	98
ノルウェー	1650	1725	96
デンマーク	1635	1679	97
フランス	1625	1748	93
フィンランド	1608	1716	94
オランダ	1584	1744	91
ドイツ	1538	1623	95
スウェーデン	1472	1808	81
日本	2124	1905	111

出典：SAF, 1992, *Fakta om Sveriges ekonomi 1992*, Stockholm, S.13.  
 出所：岡澤謙美「スウェーデンはどうなる」岩波ブックレット、1993年、57頁に日本の製造業生産労働者データを筆者が加筆した。

ヨーロッパやアメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドでは、これに対する職人・労働者と市民社会の抵抗が、労働組合運動や工場法による労働時間規制を生み出した。一八八九年の第二インタナショナル創立時に八時間労働日実現が世界の労働者の合言葉になり、メーデーが始まった。一九一九年の国際労働機構(ILO)設立で八時間労働日・週四八時間労働が決議されて以後、先進工業諸国の労働時間短縮が進んだ。

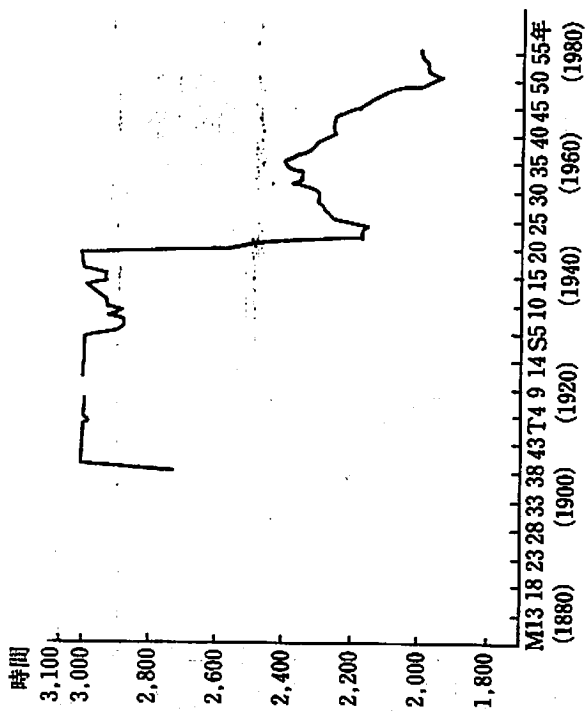
今日では、市民社会を定着させたドイツやフランス、北欧諸国では年一五〇〇―一六〇〇時間、イギリス・アメリカで年一八〇〇―一九〇〇時間の水準になり、一日七八時間労働、週休二日・週五日労働、年次有給休暇・長期連続休暇・育児休暇、所定外残業時間制限・残業五〇―一〇〇%割増賃金などの法的規制と制度が、当たり前になった。労働時間短縮と自由時間獲得、休養・レジャーの享受は、労働者の人権・基本権、ドイツの言葉では「時間主権」となった。労働時間短縮で雇用を増やし失業を減らす「ワークシェアリング」や「労働の人間化」

図5 世界史のなかの年間労働時間



出所：J.B.Schor, *The Overworked American*, 1991, p.45.

図7-1) 日本の年間労働時間の歴史的推移



出所：総合研究開発機構「生活水準の歴史的推移」1985年、130頁。

れてたどっている、即ち欧米より遅れて産業化し年三〇〇〇時間台を戦前に経験したが、第二次世界大戦後の年二五〇〇時間労働による経済成長の結果、一九六〇年頃をピークに減少に向かい、今日の二〇〇〇時間程度にまで短縮してきた、という見解である。

この説は、マクロの公式経済統計で見る限り(図7)説得力がある。この説では、政府の「生活大国五か年計画」が掲げる年一八〇〇時間も、一九九六年までに達成可能か否かはともかく、やがて確実に実現されると見通される。

しかし、経済発展・生産性向上と科学技術進歩・脱産業化が労働時間短縮をもたらすというリINHルト教授の仮説には、有力な反証もある。世界最大の工業国アメリカ合衆国の労働時間は、ニューディール期に週四〇時間法を制定し、黄金の一九五〇年代には週四日二時間労働とレジャーの時代の到来が夢見られた。しかし実

の考え方も、定着している。

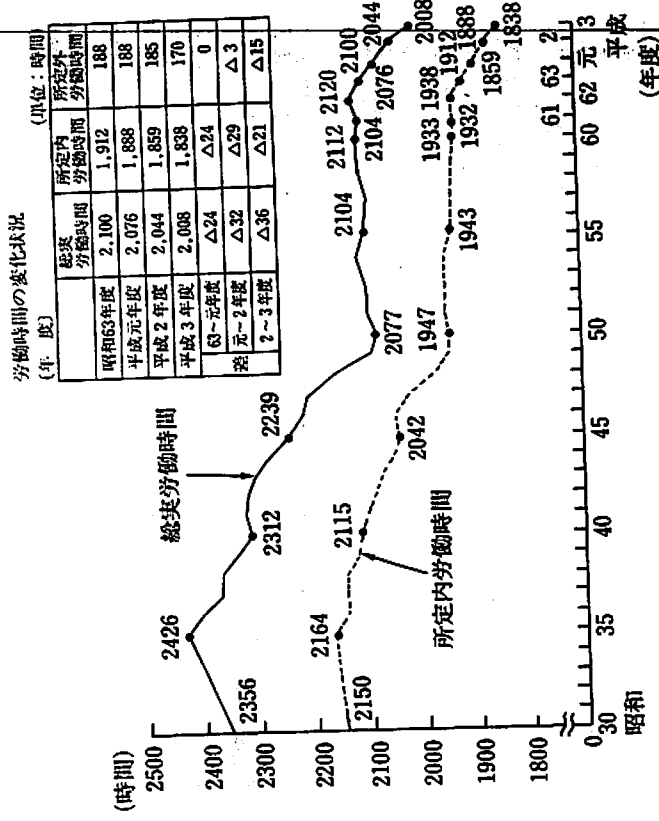
北欧スウェーデンは、労働時間の観点からみれば、現代市民社会の典型であり、企業国家・過労死社会日本の対極にある。所定内労働時間は週四〇時間制で年間一八〇八時間であるが、実質労働時間はなんと一四七二時間、つまり所定外残業がないばかりか、有給休暇や育児休暇を完全取得して、労働消化率は八一・四%となる(図6)。

これは、出産・育児休暇が男女いずれでも取得可能で四五〇日、その最初の三六〇日は九〇%の所得補償、出産時はパートナーも一〇日間の休暇、子供が一二歳になるまでさらに九〇%所得補償で年六〇日の休暇、一日二時間まで育児のための遅刻・早退の権利、といった福祉制度があるためである。また、有給休暇年六週間は完全消化、人によつては一週間の長期休暇という、自由時間とゆりの生活が人権・時間主権として確立しているからである。日本では法定有給休暇さえ未消化で、ちょうど逆の典型となる。

ところが日本の労働時間については、系統的な歴史研究・社会科学的研究はほとんどない。また実際の労働時間の歴史も、欧米の研究から見いだされた公式通りには進んでいない。日本は、近代化・工業化という意味では世界史に類のない長期の高速の経済成長を達成し、一人あたり国民所得でも世界でトップクラスの経済大国になった。しかし労働時間の面では、労働省の公式統計でも、ドイツ・フランスより年五〇〇時間(三か月)、イギリス・アメリカより年二〇〇時間(二か月)多い水準に留まる。日本経済の成功、国際競争力の秘密は、「ウサギ小屋の働き中毒」、福祉の貧困・低賃金・長時間労働ではないかと、疑いの目でみられている。

欧米には、日本の労働時間の歩みに着目した、二つの異なる研究がある。一つはウィーン大学ゼップ・リンハルト教授の見解で、欧米と同じ「前近代の自然のリズム→産業革命期の長時間労働→労働運動・技術革新・生産性向上による時間短縮→ロボット化・サービス化・情報化による脱産業化とレジャー享受」の歩みを、日本も基本的にやや遅

図7-(2) 労働者1人平均年間総実労働時間の推移



出所：労働省「毎月労働統計調査」、『労働白書』平成4年版。  
注：事業所規模30人以上。

民性」で説明する、もうひとつの有力な見解がある。カリフォルニア大学のトマス・スミス教授の説はその一つで、日本人の集団主義・勤勉性が、欧米とはちがったタイプの労働時間の歴史をもたらしただという。

スミス教授によれば、江戸時代の日本の農民は、マックス・ウェーバーが初期プロテスタントに見いだしたのと似たような天職・禁欲・勤勉倫理をもち、多種多様な農作業を計画的におこない、農業技術の改善に努めた。ウェーバーのいう「資本主義の精神」と異なるのは、その時間所有の単位が、プロテスタント風の自立した個人ではなくイエやムラの集団であり、二宮尊徳の勤勉道徳も村落共同体や若者組の掟として広まった、という。

これが明治の殖産興業過程にも受け継がれ、欧米では工業化過程で労働運動の労働時間短縮・自由時間獲得要求が強まるのに、日本では労働運動が生まれても時間短縮要求はきわめて弱く、むしろ、時間外労働の平等な割り振り、残業手当支払い要求が強かった。高賃金のためなら、休日返上で徹夜してでも仕事をする労働者が多かった。第二次世界大戦後もこの伝統は残され、労働運動は時間短縮より賃上げに熱心で、残業料はチーム単位で分配された。つまり、勤勉で時間所有が集団単位であるところに、日本の近代化の特質を見ている。

こうした「国民性による長時間労働」という考えは、日本国内でもきわめて有力である。日本に古くから伝わる「早起きは三文の徳」という格言や、「しばしも休まず廻打つひびき……仕事に精出す村の鍛冶屋」とうたう童謡「村の鍛冶屋」は、このスミス教授の見解を補強する。日本政府の御用学者のなかには、日本人の労働は欧米とは違って陳外されていないから過労死するほど働くのだ、と唱える者さえいる。人間の死こそ究極の陳外に他ならないのに。

スミス教授は明言していないが、「日本的勤勉」は「アジア的勤勉」にもつながり、ロンドン大学森嶋通夫教授の「儒教資本主義」論、ボストン大学ピーター・バーガー教授の「東アジア資本主義」論とも一派通じる。儒教倫理や集団主義が、ウェーバー的西欧プロテスタントイデオロギイの倫理に代わって現代的「資本主義の精神」になった、という見方は

際、一九六七年の年一七八七時間から八七年の一九四九時間へと、この二〇年間に一六三時間(一月分)も労働時間が増加した。これを分析したハーバード大学シユリエット・シヨア教授の「働きすぎのアメリカ人」は、一九九二年にアメリカでベストセラーになった。ロボット導入・コンピュータ化・サービス化が進んでも、労働時間が逆に増大した実例である。

この点からすれば、ドイツやフランスやスウェーデンのように、労働組合が時間短縮を権利として要求し、経営者も生産性向上を賃金ではなく時短にふりむけ、政府が立法措置をも用いて労働時間短縮に積極的にとりくんだ国々でなければ、経済発展がただちに労働時間短縮につながるわけではないことを、示している。

日本の長時間労働については、「勤勉な国



である。韓国や台湾の近代化過程の長時間労働は、これを証明するかに見える。

しかし、明治以前の日本の労働時間の記録を収集した筆者自身の暫定的研究では、「勤勉な日本人」は国民性ではなく、工業化の産物と思われる。スミス教授に対する反証は、さまざまに存在する。

例えば、江戸時代の農民は「百姓と胡麻はしほりとりだけしほれ」と強搾取におかれたようにイメージされるが、また実際にも当時の社会階層のなかで身分的に搾取されていたが、それでも農業生産力の拡大に伴い、休日を多くとるようになった。「村の遊び日」といわれる祭りや休養のための休日が、暮末には年四〇日ほど、多い所では八〇日もあった。江戸や大阪の町人・職人は、「二六(いちろく)」といって、月に一と六のつく日に休み習慣があり、明治維新直後の政府の暦にも、それはとりいれられた。明治の官吏や商家の記録でも休みが多く、勤勉とはいえない。明治初期に来日した西欧人の観察では、日本人を勤勉どころか「怠けもの」と見る記録が圧倒的である。

日本の長時間労働の起源は、西欧と同様に、明治の殖産興業期の工場の労働条件に求められる。「職工事情」「女工哀史」に描かれた二二一六時間労働日の奴隷的労働と工場主の時間管理が、富国強兵による社会統合・戦争体制、すなわち天皇制のもとでの学校教育と徴兵制を介した「滅私奉公」の理念と結びつき、社会全般に広がった。「滅私奉公」の心性は、戦後は国家よりも会社への従順・忠誠心に転移され、いわゆる日本の経営の受容基盤となった。

勤勉が永遠の国民性ではないことは、かつて「世界で最も勤勉」といわれたドイツが、第二次世界大戦後に労働時間を短縮し、今日では金庫労働組の週三五時間協定をはじめ、自由時間とレジャー獲得の最先進国であることから、反証される。

とはいえ、スミス教授の指摘する労働者の個人的時間所有感覚の欠如、労働運動が時間短縮より賃上げを優先してきたという説は、傾聴に値する。事実、戦後の日本の労働運動でも、労働時間短縮は大きな課題にならなかった。い

わゆる春闘でも、常に賃上げが優先された。

これは、日本企業における労働者管理のあり方、政府の「欧米に追いつけ追いこせ」という経済主義的成長政策・GNP至上主義と関連する。次に、このことを見てみよう。

### 五 労働時間の経営学——会社主義と企業社会による組織された競争

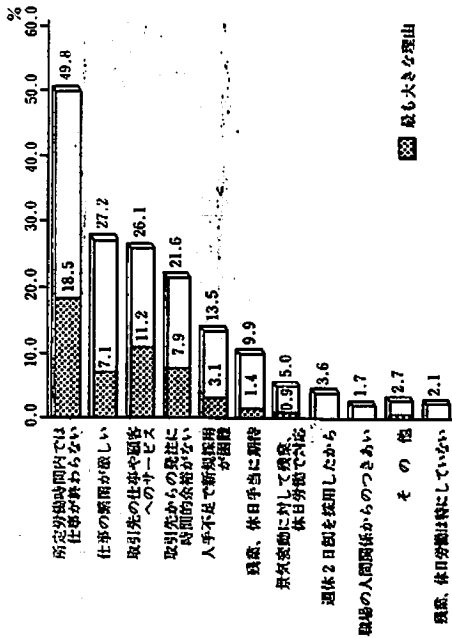
日本の労働時間を規定する政治舞台とアクターとしては、第一に、企業内での経営者と労働者とのミクロな労使関係、第二に、業界・財界および労働運動・社会運動・世論の動向、第三に、政府の労働政策や政府内での労働者の位置と役割、第四に、日本政府・日本企業と外国政府・海外市場の関係、が重要である。

第四の対外関係を挙げるのは、奇異に思われるかもしれない。しかし、戦前から戦後に日本の労働時間が年三〇〇時間台から二〇〇時間台へと大きく変化したのは、アメリカ占領軍による労働改革、とりわけ労働基準法制定と労働基本権公認の産物であった。

また、最近の日本の労働時間短縮への最大の圧力は、佐々木毅東京大学教授のいう「横からの入力」「健全野党としてのアメリカ」・欧米諸国との経済摩擦である。一九八五年のブラザ合意、八六・八七年の「前川レポート」「新前川レポート」、それを受けた一九八九―九〇年の日米構造協議による内需拡大・市場開放圧力が、政府の労働時間短縮政策の有力な背景となった。宮沢内閣「生活大國五か年計画」の目標である「年一八〇〇時間」は、もともと一九八七年四月の経済構造調整特別部会報告(「新前川レポート」)のなかで、欧米との貿易摩擦解消策の一環として、初めて明確にされたものであった。「日米構造協議最終報告書」にも、国家公務員の完全週休二日制実施などが公約された。とはいっても、対外圧力一般が政策前提になるわけではない。労働時間政策をめぐる国際的力としては、むしろ国

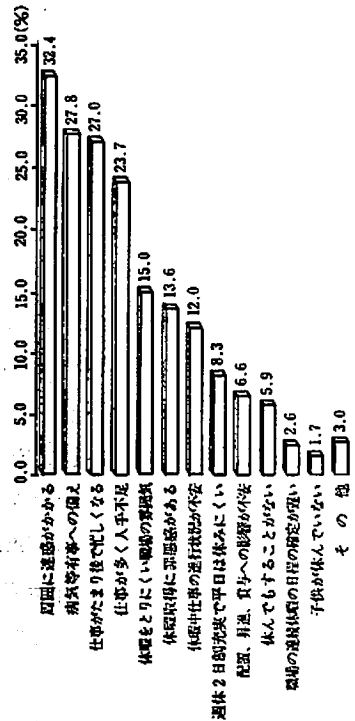
過労死とワーキングホリデーの政治経済学

図B-1(1) 残業、休日労働が減少しない理由 (労働者調査、3項目選択)



出所：労働者「労働時間短縮に関する意識調査」(平成元年10月)。

図B-1(2) 年次有給休暇を取得しにくい理由



出所：労働者「労働時間短縮に関する意識調査」(平成元年10月)。

(中) 労働者調査

労働機構 (ILO) による国際条約批准と勧告が考えられるのが普通であるが、日本政府は、労働時間に関わるILO条約を一貫してネグレクトし、批准を拒否してきた<sup>(2)</sup>。アジア諸国からの労働時間短縮圧力はみられないから、アメリカ合衆国という日本にとっての最有力な経済的・政治的パートナーとの経済的摩擦こそが、今日の労働時間短縮問題政治化の源泉なのである。

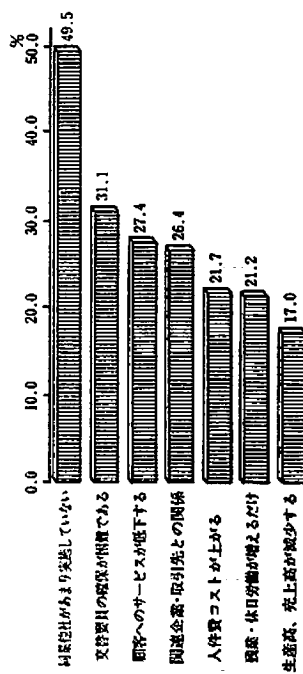
第一の企業内でのミクロな労使関係は、日本的経営とカリーン・プログラクシオンとよばれ、日本経済の効率と生産性向上を生んだすぐれた生産システムとして、世界から注目されている。これについては東京大学社会科学研究所編『現代日本社会』全七巻が「会社主義」をキーワードとして分析しているほか、日本国内でも国際的にも、多くの研究と論争がある。筆者自身は、第二次世界大戦後の「法人資本主義」のもとで、アメリカから輸入された経営理論と伝統的家族主義的経営が結びついた「組織された競争システム」「ウルトラ・フォード主義」と位置づけてきた。

長時間労働は、会社に忠誠を示し残業しなければ周囲からスポイルされるこの会社主義と、それが社会全般をおおった企業社会により再生産されている。とりわけ重要なのは、労働組合が労使協調で会社との残業協定(三六協定)で大幅な残業を受け入れていることである。欧米では、このレベルでの労働組合の抵抗が長時間労働や残業強制を許さず、六〇%以上の労働者が残業ゼロなのであるが、日本では、組合が時間短縮に積極的でなかったために、ほとんどの労働者にとって所定外残業が当たり前になる。

そのため残業手当が家計にも入り込み、残業がなくなるといったん獲得した生活水準が低下するものと観念される。最近のバブル景気の崩壊に伴う残業カットで、ブルーカラーでは月三十七万円の収入減になった家計も多い。

とはいえ、低賃金と残業収入依存が長時間労働の原因ではない。相対的に高賃金の銀行員にもサービス残業や過労死があり、管理職も企業トップも猛烈に働く。

図8-3) 週休2日制を実施しない理由(3つまで複数回答)



出所：労働省「労働時間短縮に関する意識調査」(平成元年10月)。

労働省の「労働時間短縮に関する意識調査」(一九八九年一〇月)において、「残業休日労働が減少しない理由」としてあげられたのは、「所定労働時間内では仕事が終わらない」「仕事の繁閑が激しい」「取引先の仕事や顧客へのサービス」「取引先からの発注に時間的余裕がない」の順であった。「年次有給休暇を取得しにくい理由」は、「周囲に迷惑がかかる」「病気等有事への備え」「仕事が多まり後で忙しくなる」「仕事が多く人手不足」「休暇をとりにくい職場の雰囲気」などである(図8)。

省力化による人手不足、小集団チーム制・ノルマ制、会社への忠誠を重視する昇進・昇格・査定制度、取引先との系列・下請け関係の存在など、総じて「日本的経営」のシステム全体が、法律で認められた権利である有給休暇の未消化、違法な不払いサービス残業、ひいては過労死の温床なのである。

政府は、労働基準法第三六条にもとづく労使の自主的残業協定(三六協定)がある限り、個別企業の労働時間を規制しない。

先に年実労働時間三六六三時間による過労死の事例としてあげた平岡悟氏の勤務していた椿本精工葛城工場の場合、労使協定書に時間外労働をさせる必要がある具体的自由の項目に「各種合理化を

実施しているが、人手を必要とする工程が多く、時間外労働をしなければならない」「時間外労働でまかなえない場合、休日労働で補充していく」と抽象的に記載していた。「一日について延長することができる労働時間」については、「男子五時間、女子二時間」としたうえ、「但し書」には「男子の場合は、生産工程の都合、機械の修理、保全等により、一五時間以内の時間外労働をさせることがある」と規定していた。この工場の所定内労働は八時間であるから、休憩一時間に一五時間の残業を加えれば、ちょうど二四時間になる。

労働組合があっても、一日二四時間労働を何の疑問もなく労使協定で認め、労働基準監督署が二四時間労働を記した協定をそのまま受理してしまうところに、現代日本社会における「働き中毒病」の異常性・深刻さが、象徴的に集約されている。

そして、最高裁判所までが、日立製作所武蔵工場の労働者田中秀幸氏が残業拒否を理由に解雇された事件で、労使協定の範囲内での残業命令には従わなければならないという決定をくだした。有給休暇の取得時季についても、会社側の裁量権・時季変更権を判決で認めている。

第二の業界・財界レベル、労働組合など利益集団レベルで労働時間に作用するのは、業界の過当競争と、日経連や労働組合の政府への働きかけ・圧力行動である。

個々の企業経営者が労働時間短縮を拒否する最大の論拠口実は、「同業他社と一緒にないと、わが社だけが不利になる」というものである。日本で完全週休二日制の普及が進まないのは(一九九〇年で一〇〇〇人以上規模六七%、一〇〇一九九九年規模三四%、三〇一九九九年規模八%)、この要因が大きい(前掲、図8-1③)。

同時に、法人資本主義とよばれる財閥解体後の戦後日本に形成された株式相互持合の企業グループと、その周辺の下請・系列取引の存在も重要である。三菱・三井など各企業グループがさまざまな業界で競争するため、下請・系列

企業は、部品納入・販売などで企業グループ間競争にまきこまれる。独立系資本のトヨタも、有名なカンパ・システム（ジャスト・イン・タイム）方式で、納期が時間単位で定められた仕事を系列・下請企業に請負わせる。月曜からの親会社の仕事のために、子会社が土曜・日曜も仕事をする事は、当然とみなされる。企業グループ間・同業者間の過当競争は、企業内での部署間・チーム間の競争に転嫁される。銀行なら支店間の預金獲得競争になる。それについては、個人間の忠誠心の競い合い・出世競争として、長時間労働やサービス残業・過労死をもたらす。「組織された過当競争」である。

政府の力を借りずに業界全体で労働時間を短縮するには、すでに週三五時間労働協定を獲得したドイツの金属労組のように、産業別労働組合がストライキを含む強力な闘争で時短にとりくむ必要があるが、日本の労働組合の組織率は二五%以下、民間では労使協調の大企業組合が中心である。しかもその組織は、いわゆる企業内組合で、同業他社との競争には組合自身が協力する場合が多い。

戦後日本の労働組合は、日本政府と財界の「欧米に追いつき追いこせ」の目標に合わせ、長時間労働の代償を経済成長の分け前としての賃金上昇で補うスタイルに傾いてしまった。「買上げか雇用か時間短縮か」の選択を迫られると、なかなか時間短縮・ワークシェアリングの方に向かわない。

それでもナショナルセンターである連合は、若い世代の自由時間志向の強まりのなかで、最近時間短縮を正面からかかっているが、財界四団体の一つで労務担当の総本山である日経連は、さまざまな口実で労働時間短縮に抵抗する。日本経済が安定的に成長し終身雇用が維持できたのも、配転・出向やパート労働などの雇用調整と共に、残業時間を調整してフレキシビリティを確保してきたためだ、という。したがってまた、労働基準法改正による週四〇時間制導入を産業・業種・企業規模別特例・経過措置で逃れようとし、国際的にも異常に低い残業割増賃金率二五%を他国な

みの五〇%に引きあげることに、強力に反対した。

現代日本の労使の力関係のもとでは、政府の強力な規制なしには、労働時間短縮は困難なのである。

六 サービス残業の統計学——労働省は資本の手先か、労働者の味方か？

第三の労働政策の面を見てみよう。日本の労働政策を担当する労働省は、戦後片山社会党内閣の時代に設置された官庁で、国家を「支配階級の道具」とみる正統派マルクス主義者からは「資本の労働対策の道具」と批判される一方、省庁のなかでは相対的に野党に親和的であるため、時には「労働者サービス省」ともみなされている。労働時間に関わる労働行政は、アメリカ占領下の一九四七年に労働省設置・労働基準法制定があり、一日八時間・

一週四八時間規制を定着させ、一九六〇年代からは週休二日制の普及にとりくんだ。労働基準法は、八〇年代に貿易摩擦とも関連して改正が問題になり、財界・労働界の代表に学識経験者を加えた中

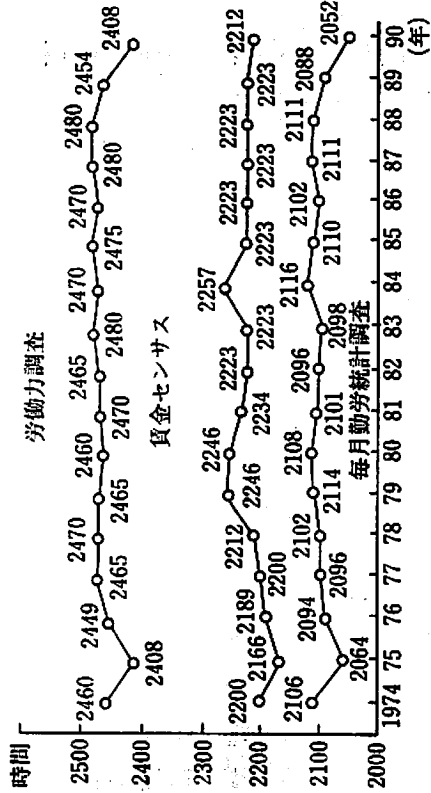
央労働基準審議会での審議を経て一九八七年に改正、八八年から施行された。その過程の労働時間行政を検討し、労働省は財界の抵抗に反して、また時には労働団体よりも熱心に労働時間短縮にとりくんできた、とする行政学者の研究もあるが、その後の外圧の強まりのなかで、再び労働時間短縮が緊急課題となっている。

しかし、労働省の労働時間行政には、過労死について見たような、不作為・非決定による政策的対応の遅れが見いだされる。つまり、労働省は「資本の手先」ではなく財界から相対的に自立した国家機関であるが、「労働者サービス省」というほどには労働者保護にも労働時間短縮にも熱心ではなく、権限を充分に行使して時間短縮にとりくんでいるとはいえない。

その有力な証拠は、端的に言って、日本の労働時間の現状把握の不備、公式統計の信頼性の欠如である。

政治経済学

図9 現代日本の年間実労働時間の統計的相違



注：「賃金センサス」の1984年がとくに高くなっているのは、この年は民間設備投資も活発で経済活動が全般に活況を呈していたといえ、やや不自然に思われる。

出所：森岡孝二「日本型企業社会と労働時間構造の二極化」労働旬報社、1992年、288頁。  
基礎経済科学研究所編「日本型企業社会の構造」労働旬報社、1992年、288頁。

労働省の労働時間統計で最も一般的に使われ「生活大  
国五年計画」が年一八〇〇時間まで短縮したいとい  
うにベースにしているのは、労働省政策調査部統計調  
査第一課作成の「毎月勤労統計調査(毎勤)」の数字であ  
る。一九八九年までは三〇人以上規模事業所(九〇年は  
二〇五二時間)がベースとされたが、九〇年からは五人  
以上規模で集計され、九〇年二〇六四時間、九一年二〇  
一六時間、九二年一九七二時間という数字が、「労働白書」  
などで公式に用いられるようになった。

そこでは、労働時間は企業側からの調査で集計される。  
所定外労働は、企業経理上残業手当が支払われた時間の  
みが計上され、不払いサービス残業分は入らない。所定  
内時間の短いパート労働者は、逆に算入される。

業種別では、金融・保険業が最も短く、一九九〇年で  
一八五三時間、内所定外残業は月平均九時間だという。  
ところが過労死が銀行・保険で多発しているように、こ  
の業界はサービス残業・持ち帰り残業が多く、多くの銀  
行員に個別に聞くと、月九〇時間の間違いではないかと

いう。

同じ労働省の統計でも、パート労働者を除く一〇人以上規模の常用労働者を対象とした「賃金センサス」では、正社員の平均であるため、「毎勤」より実労働時間が長くなる。

総務庁の「労働力調査」は、事業所ではなく、個々の労働者世帯に直接調査員がサンプル聴取して作られるので、労働実態をより正確に反映している。この「労働力調査」で、一九九〇年の年間労働時間を推計すると、二四〇八時間になる。「毎勤」との差の約三五〇時間は、賃金の支払われないサービス残業と推定できる(図9、参照)。

さらに、日本の労働市場の特質は、男女計五〇〇〇万雇用労働者の四割近い一八〇〇万人が女性であるが、そのうち五〇〇万人以上は短期契約の不安定なパート労働者であることである。そのうえ日本女性は、共働きでも家庭内の家事・育児労働を一手に負担し、残業も昇進・昇格も期待されない。長時間労働の日本の企業社会は、男性中心社会である。

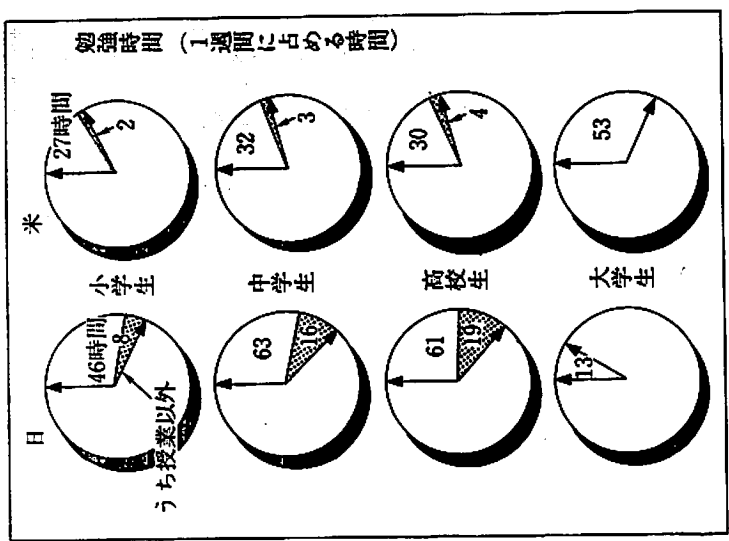
そこで、「労働力調査」から非農林業男性の二五・四九歳労働者を抽出すると、一九九〇年の実労働時間は二七〇〇時間以上、「毎勤」との差は六〇〇時間以上にはあがる。

しかしこれも、あくまで平均である。東京近郊の働き盛りの男性会社員の多くは、サービス残業・持ち帰り残業を含め、年二八〇〇―三〇〇〇時間は働いていると推定される。

「セブン・イレブン」とは、もともと朝七時から夜二時まで開店するコンビニエンス・ストアチェーン(ただし現代日本では、実際は二四時間営業)の名前であるが、しばしば、働き盛りのサラリーマンが朝七時に家を出て、一時間以上の通勤時間をかけて定刻より早く出社し、夜も残業して深夜二時に家にたどりつく姿を皮肉り用いられる。つまり、一日約一二時間・週六〇時間労働で、年間平均出社日数二五〇日に乗ると年三〇〇〇時間に及ぶ。



図12-(1) 現代日本のことたちの「過労児」化



(学生協議会、米ミシガン大調べ)

【高等教育】

(出典・ユネスコ文化統計)

(計年鑑、対象20~24歳)

国

米

日本

240万人

1240万人

59.6%

28.3%

70万人

25万人

0.5%

0.3%

注：上図の大学生は授業外の勉強時間の比較。

出所：『読売新聞』1991年11月5日。

義」とよぶゆえんである。

企業社会に参入する就職では、学歴が決定的である。子供たちは欧米よりもずっと長い登校日・学校学習時間のほかに「いい大学・いい会社に入るために」学習塾や予備校に通う(図12)。いまや「過労児」という言葉さえ生まれた。大学に入学すれば四年間のモラトリアムが与えられるが、それもあくまで企業戦士になるための通過点とみなされる。そして、高齢化社会の到来をむかえ、「会社づきあい」のみで退職した男性企業戦士には、妻たちの「濡れ落葉」と

いう蔑称が待っている。親しい友人も趣味もない、老後の孤独な生活のなかで、いったい自分の人生は何だったんだろうかという疑問がわきあがる。

七 公共的時間の政治学——市民社会形成には自由時間が不可欠である

日本経済の成功の秘密として、政府の経済政策や企業経営の優秀性がしばしばあげられるが、労働省の統計でも、日本の労働者の時間当り労働生産性は、アメリカ、ドイツ、フランスなどより劣っている(図13)。むしろ長時間労働と労働分配率の低さ、海外市場での薄利多売が、今日の日本を築いた。このことが、国内の社会問題ばかりか欧米と

国名	登校日数	1日の授業時間数	年間総授業時間数
日本	240	4.6	1,104
(旧)西ドイツ	230	4.0	920
イスラエル	210	5.0	1,050
オランダ	200	5.6	1,120
ベルギー	200	5.6	1,120
オーストラリア	200	5.4	1,080
連合王国(スコットランド)	200	5.4	1,080
ハンガリー	200	5.0	1,000
イタリア	195	5.8	1,131
ニュージーランド	195	5.4	1,053
フィンランド	194	6.0	1,164
スウェーデン	180	6.0	1,080
連合王国(イングランド)	180	5.0	900
アメリカ合衆国	180	5.0	900
フランス	155	5.0	775

出所：子安増生「教育心理学から学校5日制を考える」(『書斎の窓』1992年4月、26ページ)。

の経済摩擦をも引き起こし、国際的圧力が、政府に労働時間短縮にとりくむよう促している。

しかし労働政策は、企業主権国家日本では、経済政策の従属変数である。政府のなかでの労働者の地位そのものが相対的に低く、通産省の通商政策や大蔵省の財政政策に優先順位が与えられる。そのため、企業の過労死やサービス残業を監視し指導すべき労働基準監督官の数も少なく、四三五万事業所を対象にしなが

界の調停に留まっている。

最近のバブル経済崩壊で、「平成五年版 労働白書」によると、一九九二年の「毎月勤労統計調査」では一九七二時間と時短が進み、初めて二〇〇〇時間を割ったと報告されている。ただしそれは、所定内労働時間は前年比一・五%減にすぎないが、所定外支払い残業がコスト削減で前年比二・三・八%減と大幅に減ったため、その実態は、銀行業でいえば、それまで毎月二〇―三〇時間分は認められていた支払い残業を五時間に減らす、実際の仕事量はあまり変わらず、むしろサービス残業、持ち帰り残業が増えたというかたちである。

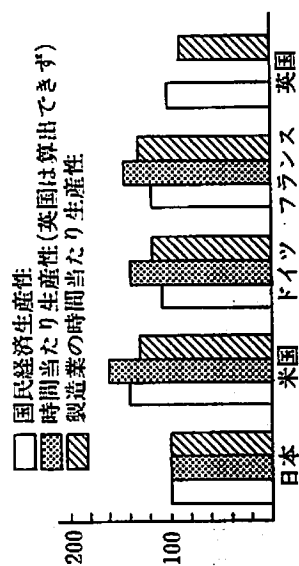
このような景気調整的な労働時間の統計的減少は、石油危機で日本経済が戦後初のマイナス成長を記録した一九七四―七五年にもみられた。当時「減量経営」とよばれたように、民間企業で「ノ―残業デー」「ケチケチ運動」が実行され、配置転換、出向、単身赴任や女性パート労働導入が急速に進んだ。しかし「輸出洪水」と欧米から非難されたその後の急速な景気回復と共に、労働時間は再び増大した。

輸出志向・効率優先・労働コスト削減を体質化している日本企業の構造に対して、政府が強力なメスを加えない限り、いまや国際公約である日本の労働時間短縮は、困難と考えられる。労働時間の削減と自由時間の獲得、日本における市民社会の基礎の形成は、政治の課題なのである。

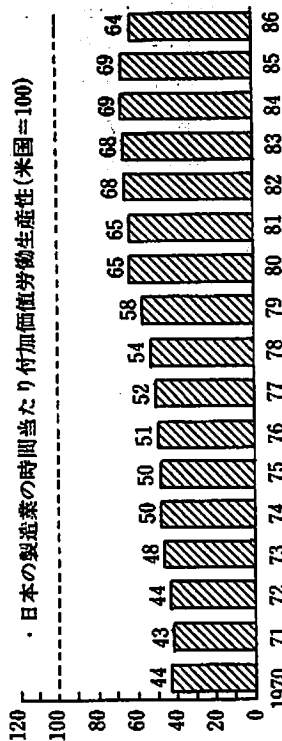
たしかに国民世論のなかでは、ゆとりと余暇を求める人々が増大し、特に若い世代では、戦後の高度経済成長を支えた会社人間・企業戦士のライフスタイルを嫌う傾向が強まっている。また、女性が職場に大量進出していまや四割を占め、男も女も残業なしの家事・育児労働の分担、個人と家族のゆとりの時間を求めている。

政治学の教科書にかかれた民主主義の常識からすれば、国民の要求や世論が政治にインプットされ、政府の政策としてアウトプットされれば、労働時間は短縮されるはずである。しかし、政治システムへの入力には、「非決定」があ

図13 国際比較では低い日本の時間当り労働生産性



労働生産性水準の国際比較  
(購買力平価で換算, 日本=100, 1989年, 労働省)



出所: 通商産業省「90年代の通産政策ビジョン」。

全国で三三三六人にすぎない。

日本政府・労働者の労働時間政策は、統計的に現状を正確に把握していないばかりか、いくつもの時点でサボタージュがみられる。銀行などで広範にみられるサービス残業の存在は「労働白書」も認めているが、「安易な労働時間管理を見直し、労使とも自覚を持ち、社会全体としても注意を払っていくべき」と述べるのみで、明らかに労働基準法違反であるそれに対する規制は弱い。ようやく世論におされて一部の地方銀行のサービス残業を告発したが、本格的に権限にもとづき法を執行しているとはいいがたい。「生活大国五か年計画」などを受けて、労働政策がようやく脚光を浴び、労働者自身も時短を正面にかかげているが、労働基準法の抜本改正には及び腰で、財界と労働



りバイアスがかかる。

実は、日本政治の全体が、経済成長優先・企業保護の体質を長く保持しており、なかなか世論は政治に反映されな  
い。そして、この日本政治の制度磨耗と閉塞も、多くの国民が企業社会にからめとられ、政治や社会のことを考へ行  
動するヒマがないという、自由時間とゆりの欠如、公共的コミュニケーションのための社会的時間の不足を、重要  
な基礎にしている。

しかし、その本格的分析は、別稿にゆずらざるをえない。さしあたりは、私の著書『社会と国家』（岩波書店）の参  
照を望む。

(1) 本稿のキーワードは三つある。①過労死、②サービス残業、③非決定である。①②については本文中で詳述するが、  
③「非決定 (non-decision-making)」とは、アメリカのラディカル政治学から借用した言葉である。P. バカラクリ M.  
バラツが、R. ターラーらの多元主義理論に対する批判のなかで提唱した概念で、「決定作成者の価値または利益に対する潜  
在的または顕在的な挑戦を抑圧もしくは妨害するような決定」である。

彼らは、政治システムにおける、他のものを犠牲にして特定の人々や集団の利益を体系的に作用させる一連の支配的価  
値・儀礼・制度的手続き（ゲームのルール）の存在を指摘し、「偏見（バイアス）の動員」として、特定の利益が妨害され  
政策決定から排除される権力の不平等構造を問題にした (P. Bachrach & M. Baraz, *Power and Poverty: Theory and  
Practice*, New York 1970)。これは、C. オフツェにおける国家の「選択メカニズム」にも相通する（加藤哲郎『国家論  
のルネサンス』青木書店、一九八六年、七〇頁）。

なお、本書は『経済評論』一九九二年八月号特集「現代市民社会と企業国家日本」をもとにしたものであるが、そこで  
の拙稿「スウェーデンモデルか、日本モデルか」は、講演のテープ起こし原稿であり、またその後の筆者の研究からして、

旧くなったり不正確であったデータもあるため、購読で反響の大きかった労働時間問題にほめて新稿を作成し、本書に  
収録することにした。各節の表題が「—学」となっているのは、いうまでもなく、この問題が学際的研究を要すること  
を主張したいがためである。

本稿の原型は、もともと一九九三年四月一三日、中国上海市で開かれた復旦大学日本研究所主催国際シンポジウム「経  
済現代化における日本政府の役割」への筆者の報告として準備され、九三年三月二〇—二二日に東京で開催されたフォー  
ラム九〇S II 韓国「社会階級」時共同主催シンポジウム「日韓運命の新たな次元」でも報告され、『月刊フォーラム』一九九三  
年六月号にその要旨が掲載されているものである。これらのシンポジウムで有益なコメントをいただいた、金大煥（仁荷大  
学教授）、曹喜聡（聖公会神学大学教授）、鄭勵志（復旦大学教授）、張永桃（南京大学教授）、伊東光晴（京都大学名誉教授）、橋本寿朗  
（東京大学教授）らに、感謝の意を表す。「時間と空間の政治学」の構想については、加藤『社会と国家』（岩波書店、一九  
九二年）「あとがき」を参照のこと。

(2) ILO 労働報告については、International Labour Office, *World Labour Report 1993*, Geneva (January 1993), pp.  
68-69. 「まだ残る奴隷、数百万人苦境、ILO が強制労働の現状報告」『朝日新聞』一九九三年三月二四日。

政府の労働時間短縮計画は、経済企画庁編『生活大国五か年計画——地球社会との共存をめざして』一九九二年、経済  
企画庁総合計画局編『時間と消費——二世紀へ向けての消費のシナリオ』一九八七年、労働省編『労働時間短縮推進計  
画——活力あるゆとり創造社会の実現をめざして』一九八八年、経済企画庁総合計画局編『二八〇〇労働時間の創造』一  
九八九年、労働省編『人間尊重の時代への提言——雇用問題政策会議報告』一九九二年、労働省労働基準局賃金時間部  
労働時間課『労働時間短縮の現状と課題』日本労働研究機構、一九九二年、経済企画庁国民生活局編『個人の生活を重視す  
る世界へ——ゆとり、安心、多様性のある国民生活を実現するための基本的な方策』一九九二年、労働省労働基準局賃金  
時間部労働時間課編『労働時間白書——労働時間短縮の現状と課題』日本労働研究機構、一九九二年、労働省労働基準局  
編『平成五年版 労働時間のしおり』全国労働基準関係団体連合会、一九九三年、など参照。

もともと「年一八〇〇時間」は、政府の政策目標としては一九八七年の「新前川レポート」で初めて明示され、八八年

の経済計画「世界とともに生きる日本」では九三年までに達成すべきとされていたものが、実行できずに先送りされてきたものである。

一九九三年一月の宮沢首相の国会施政方針演説では、「生活大國実現への前進」のために「労働時間の短縮」が必要だとし、以下のように述べられた。「わが国の繁栄が国民の勤勉により支えられていることは申すまでもありませんが、今後の課題として、個人の生活に潤いをもたらす、また、家族との団らんの機会を増やすためにも、ぜひとも労働時間の短縮を図っていかねばなりません。年間総労働時間一八〇〇時間の達成に向けて、中小企業等による時短のための自主的な取り組みを支援し、完全週休二日制の普及を図るとともに、週四〇時間制への移行を実現するための労働基準法改正案を今国会に提出することとしております」（『読売新聞』一九九三年一月二日夕刊）。

一九九三年一月二十九日に、労働省は、毎月勤労統計調査（毎勤）の速報値として一九九二年の年間実労働時間が初めて二〇〇〇時間を割り一九七二時間に短縮されたと発表し、大々的に報じられた。しかしこれは従業員三〇人以上事業所の平均で、日本の企業の過半を占める三〇人以下の零細企業が含まれない。対前年比で四四時間減であるが、これは所定内労働時間が一八三三時間で一八時間減、所定外が一四九時間で二六時間減という、主としてバブル経済崩壊後の複合不況のもとでの所定外残業減少によるものである。この発表時点では、一九九二年の各国の年労働時間は、アメリカ一九四三時間、イギリス一九〇三時間、フランス一六八二時間、ドイツ一五八二時間とされた（『朝日新聞』九三年一月三〇日）。その後、この三〇人以上事業所の数字は、九三年度（九二年四月から九三年三月）では一九五八時間と、さらに短縮された（『読売新聞』九三年六月二八日、平成五年版「労働白書」五九頁以下）。

- (3) 財界からの見解として、少数派の盛田昭夫「日本型経営」が危ない——「良いものを安く」が欧米に批判される理由（『文藝春秋』一九九二年二月）。ただし一年後の同「新自由経済への提言」（『文藝春秋』一九九三年二月）では、改革トーンは弱まっている。

財界主流派の主張は、日経連賃金労務管理部編「新しい労働時間管理」一九八九年、日経連政策調査局「健全な経済の発展と「ゆとり・豊かき」一九九二年、経済同友会二〇〇〇年に向けてこれからの労働の在り方」一九九二年。

労働組合の見解は、日本労働組合総連合会（連合）「連合白書——九二春季生活闘争の資料と解説」一九九二年、全国労働組合総連合（全労連）「国際シンポジウム・日本の労働関係と労働組合の権利」一九九二年、参照。

- (4) サラリーマン向けの「特集ニッポンの風景・過労死」『フーサイト』一九九三年四月号、三輪和雄「過労死」徳間文庫、一九九三年、など参照。『読売新聞』一九九三年二月三日は、国民の労働観の全国世論調査結果を発表しているが、回答者の三人に二人は「日本人は欧米人比べて働きすぎた」と答え、二人に一人は「過労死の不安を感じる」と答えている。
- (5) 「過労死」の定義は、土師鉄之丞「過労死の医学的考察」過労死弁護団全国連絡会議編『Karoshi（過労死）国際版』葎社、一九九〇年、八八頁、同「医療最前線・過労死ってなんだ」『フーサイト』一九九三年、四月号、三七頁、同「過労死の研究」日本フランニングセンター、一九九三年、一七頁以下。医学的問題は、「現代のエスプリ」二九〇号特集「ストレスと過労死」一九九一年九月。K・マルクスの「過労死」への言及は『資本論』第二巻第八章第三節二六九—二七〇（原

「エルゴロジ（Ergology）」とは、「人類は自然からの所与体」であるが、政治体制や経済原則が優先され「人類の生体内にひそむ自然原則」が無視されると人間内部の生体機能が狂ってくるとする自然科学的な見方で、ギリシャ語の「ergon（仕事、働き）」に由来し「働感」と訳されている。日本でもすでに一九七〇年に「人類働感学会」が結成され、「人間工学」や「労働科学」とは異なる「ヒューマン・エルゴロジ」が提唱された（野沢浩「労働時間と法」日本評論社、一九八七年、一八二—一八三頁）。しかし、野沢氏も認めるごとく「働感」とは「聞き慣れない用語」であるから、「エルゴロジ」との平行で「エルゴロジ」をそのまま用いるか、「環境生体系」との平行で「労働生体系」と訳すなどの工夫で、この概念を広めるべきだろう。これについて、加藤「過労死と過労児のエルゴロジ」中内敏夫他編「叢書 産む・育てる・教える——匿名の教育史」第四巻、企業社会—藤原書店、一九九四年、所収、同「冷戦体制と日米安保のエルゴロジ」『シリーズ日本近現代史』第四巻、岩波書店、一九九四年、所収、参照。

- (6) 過労死の実態については、過労死弁護団全国連絡会議事務局長川人博氏から、多くの資料の提供と協力を得た。記して、感謝の意を表する。

事例を挙げた文献としては、過労死弁護団全国連絡会議編『過労死——その実態、予防と労災補償の手引き』双葉社、一九八九年、同編『Karoshi: 過労死・国際版』労社、一九九〇年、大阪過労死問題連絡会『過労死二〇番』合同出版、一九八九年、同編『さよなら過労死』かもがわブックレット、一九九〇年、川人博『過労死と企業の責任』労働旬報社、一九九〇年、同『過労死社会と日本——変革へのメッセージ』花伝社、一九九二年、全国過労死を考える家族の会編『日本は幸福か——過労死・残された五〇人の妻たちの手記』教育史料出版会、一九九一年、上畑、前掲書、など参照。

- (7) 労働省編『労働白書』『日本の労働政策』名平成四年・五年版、同『労働時間白書』『日本の労働政策』の労災統計では過労死犠牲者数、労災申請数、認定数は特定できないため、ここでは川人博『過労死社会と日本』四二頁の数字を用いた。年間一万人という犠牲者数の推定根拠は、同書三八頁で、人口動態統計の循環系疾患死亡者中二〇一五九歳の三万三一九九人の三分の一を医学的に過労死と見積った数、及び、厚生省発表の三〇一六四歳死亡者一九九一—一九五五人の八人に一人は脳・心臓疾患の突然死であるという統計、など。
- (8) 川人博『過労死と企業の責任』第三章。
- (9) 西村健一郎『労災保障と損害賠償』一粒社、一九八八年、三二頁以下。過労死弁護団『過労死』一五頁以下。岡村親直『過労死と労災補償』労働旬報社、一九九〇年、第二章。
- (10) 川人博『過労死と企業の責任』四七頁以下。家族の会『日本は幸福か』四二頁以下。
- (11) 労働省編『日本の労働政策』平成四年版、四五七—四五八頁。川人博『過労死と企業の責任』六九頁以下。
- (12) L. Mumford, *Technics and Civilization*, 1934 [生田勉訳、鎌倉書房、一九五三年]。J. Le Goff, *Temps de l'Église et temps du marchand*, *Annales ESC*, no.3 (1960) [新倉俊一訳『教会の時間と商人の時間』『思想』六六三号、一九七九年九月]。J. Pieper, *Nusse und Kult*, München 1965 [稲垣良典訳『余暇と祝祭』談話社学術文庫、一九八八年]。E.P. Thompson, *Time, Work-discipline and Industrial Capitalism, Past & Present*, No.38 (Dec. 1967)。M. Ende, *MOMO*, Stuttgart 1973 [大島かおり訳『モモ』岩波書店、一九七六年]。J. Le Goff, *Time, Work, & Culture in the Middle Ages*, Chicago 1980。S. Kern, *The Culture of Time and Space 1880-1918*, Cambridge 1983 [浅野敏夫訳『時間の文化史』法

政大学出版局、一九九三年]。J. Attali, *Histoires du Temps*, Paris 1982 [蔵持不三也訳『時間の歴史』原書房、一九八六年]。P. Ricoeur, *Temps et Récit*, Paris 1983 [久米博訳『時間と物語』新曜社、一九八七年]。A. Gorz, *Les Chemins du Paradis*, Paris 1983 [辻田義訳『エコロシ—共同体への道』技術と人間、一九八五年]。P. Heritier, *Nouvelle Croissance et Emploi*, Paris 1988 [若菜孝彦監訳『オルタナティブエコノミーへの道』大村書店、一九九二年]。H. Applebaum, *The Concept of Work: Ancient, Medieval, and Modern*, Albany 1992。R. Pirker, *Zeit, Macht und Ökonomie: Zur Konstitution und Gestaltbarkeit von Arbeitszeit*, Frankfurt 1992。P. Hewitt, *About Time*, London 1993。真木悠介『時間の比較社会学』岩波書店、一九八二年。喜安明『パリの聖月曜日』平凡社、一九八二年。角山栄『時計の社会史』中公新書、一九八四年。福井憲彦『時間と習俗の社会史』新曜社、一九八六年。川北稔編『非労働時間』の生活史』リポレポート、一九八七年。今村仁司『仕事』弘文堂、一九八八年。同『理性と権力——生産主義的理性批判の試み』勁草書房、一九九〇年。杉村芳英『近代の労働観』ニルヴァ書房、一九九〇年。内田弘『自由時間』有斐閣、一九九三年。山科三郎『自由時間の哲学』草木書店、一九九三年。A. コルバン (小倉孝誠他訳)『時間・欲望・恐怖——歴史学と感覚の人類学』藤原書店、一九九三年、など参照。

- (13) 岡澤嘉美『スウェーデンはどうなる』岩波ブックレット、一九九三年、四、五七頁。なお、図6からは、『労働白書』で『所定外時間は不明』とされているフランスをはじめ、北欧諸国、イタリア、オランダなどでは、実労働時間は所定内労働時間以下、すなわち残業がほとんどなく、あつても有給休暇、出席・育児休暇、病休などが完全取得され、欠勤も多いため相殺され、日本や英米のような所定外残業による労働時間増がみられないことがわかる。
- (14) S. Linhart, *From Industrial to Postindustrial Society: Changes in Japanese Leisure-Related Values and Behavior*, *The Journal of Japanese Studies*, Vol. 14, No. 2 (Summer 1988)。結論がこれに近い研究として、総合研究開発機構(NIRA)『生活水準の歴史的推移』一九八五年、同『産業労働における勤働性の研究』一九八五年、同『生活水準の歴史的分析』一九八八年。

国際比較の中での日本の労働時間については、津田真義『労働関係の国際比較——三五か国の比較研究』日本労働協会、

- 一九六九年、石井甲二「労働時間と日本経済」労働行政研究所、一九八二年、藤本武「国際比較・日本の労働条件」新日本出版社、一九八四年、谷口隆志「労働時間問題の現状と課題」労働行政研究所、一九八六年、小野旭、佐野陽子編「働き過ぎ」社会はこう変わる—問われる日本の労働時間」東洋経済新報社、一九八七年、野沢浩「労働時間と法」日本評論社、一九八七年、山口浩一郎、渡辺章、菅野和夫編「変容する労働時間制度—主要五か国の比較研究」日本労働協会、一九八八年、「海外からみたニッポンの労働像—主要二か国の調査結果」日本—ILO協会、一九八九年、野田進、和田肇「休み方の知恵」有斐閣、一九九二年、産業労働調査所編「新時代の労働時間・余暇管理」一九九二年、西谷敏「ゆとり社会の条件」労働旬報社、一九九二年、「エコノミスト臨時増刊、休まぬ者、働くべからず」一九九二年二月六日、「週刊東洋経済臨時増刊 平成のサラリーマン革命」一九九二年一月二〇日、など参照。
- (15) J.B. Shore, *The Overworked American: The Unexpected Decline of Leisure*, New York 1991 (藤岡孝二他訳、窓社、一九九三年)。J.B. Shore, *Workers of the World, Unwind*, *Technology Review*, Nov.-Dec. 1991.
- (16) T.C. Smith, *Peasant Time and Factory Time in Japan, Past & Present*, No. 111 (May 1986) [高田洋子・一夫訳「日本における農民の時間と工場」大原社会問題研究所雑誌「三八五号、一九九〇年二月」。後に、T.C. Smith, *Native Sources of Japanese Industrialization, 1750-1920*, Berkeley 1988, 所収。なお、小原信「日本人の時間意識」三笠書房、一九八七年、福田アジオ「可能性としてのムラ社会」晋弓社、一九九〇年、をも参照。
- (17) M. Morishima, *Confucius and Capitalism*, *The Courier*, Dec. 1987. 森嶋通夫「なぜ日本は「成功」したか」TBS アリタニカ、一九八四年。P.L. Berger, *The Capitalist Revolution*, New York 1986. P. L. Berger & Hsin M. Hsiao eds., *In Search of An East Asian Development*, New Brunswick 1988. なお、M. Weber, *Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, 1904-05* [梶山力・木塚久雄訳「プロテスタントイスマの倫理と資本主義の精神」岩波文庫]、加藤哲郎「ジャパメロカの時代に—現代日本の社会と国家」花伝社、一九八八年、をも参照。
- (18) 加藤哲郎「社会と国家」岩波書店、一九九二年。斎藤一「労働時間」東洋書館、一九四八年。藤本武「賃金と労働時間」ミネルヴァ書房、一九五九年。同「労働時間」岩波新書、一九六三年。社会政策学会「労働時間と職務給」御茶の水

書房、一九六四年。三浦博彦「労働と健康の歴史」全六巻、労働科学研究所、一九七八—一九九〇年。労働者教育協会「大幅な労働時間短縮をめざして」学習の友社、一九八八年。谷口隆志、前掲書。角山栄、前掲書。福田アジオ、前掲書。西和夫「江戸の大工たち」学芸出版社、一九七〇年。遠藤元男「日本職人史の研究③」雄山閣、一九八五年。古川貞雄「村の遊び日—休日と若者組の研究」平凡社、一九八六年。西村直樹「休みは人権」学習の友社、一九八八年。速水融、鬼頭宏「庶民の歴史民権学」日本経済史②、岩波書店、一九八九年、など参照。ドイツについては、野田、和田、前掲書、西谷、前掲書。

一七九四年に出された大阪の「町誌」では、当時の職人の労働時間が、朝八時仕事開始、夕方六時終了だが、昼休み一時間、午前一〇時と午後二時に三〇分休み、四月八月は昼休みをさらに一時間延長、毎月一・一五日は休日、五節も休日、一二月二五日から一月九日は正月休み、七月一日から二〇日は盆休みとなっている。これは、一九九四年度からの高等学校「現代社会」教科書(三省堂)にも、「現代の労働時間とどちらが長いだろうか」と紹介されている(八七頁)。

- (19) 戦後の労働基準法制定過程は、竹前栄治「アメリカ対日労働政策の研究」日本評論社、一九七〇年、同「戦後労働改革—GHQ労働政策史」東京大学出版会、一九八二年、遠藤公嗣「日本占領と労使関係政策の成立」東京大学出版会、一九八九年、氏原正治郎「日本の労使関係と労働政策」東京大学出版会、一九八九年、竹前栄治、神井林二郎編「戦後日本の原点」悠思社、一九九二年、参照。

戦前については、西成田豊「近代日本労資関係史の研究」東京大学出版会、一九八八年、A. Gordon, *The Evolution of Labor Relations in Japan*, Cambridge 1985, 参照。

- (20) 佐々木毅「いま政治になにが可能か」中公新書、一九八六年、同「政治はどこへ向かうのか」中公新書、一九九二年。通商産業調査会編「日米構造問題協議最終報告」一九九〇年、参照。
- (21) 日本政府は、ILO条約第一号(一九一九年、一日八時間・週四八時間労働、時間外限度規制・二五%割増)、第四号(一九二二年、週休制)、第四七号(一九三五年、週四〇時間制)、第五二号(一九三六年、年次有給休暇六日)、第二三二号(一九七〇年、年次有給休暇三労働週)、第一四〇号(一九七四年、有給教育休暇)のいずれをも、未だに批准してい

ない。現在でも、このうち週労働時間は第四七号条約以下、年次有給休暇も第二三三号条約以下の労働条件である。

- (22) 加藤哲郎「社会と国家」第三・四章、加藤ヒステイヴン編「国際論争・日本型経営はポスト・フォアダイズムか？」憲社、一九九三年、東京大学社会科学研究所編「現代日本社会」全七巻、東京大学出版会、一九九二―一九九三年、丸山恵也「日本的生産とフレキシビリティ」『経済評論』一九九二年一〇月―一九九三年三月、参照。
- (23) 森岡孝二「残業およびサービス残業の実態と労基法改正の必要性」『経済科学通信』七二号、一九九二年一月、一八頁、参照。
- (24) 「日立製作所武蔵工場事件・最高裁判所判決を読む」『労働法律旬報』一九九二年二月下旬号。梅本浩志「バカンス裁判」三二書房、一九八九年。
- (25) 「朝日新聞」一九九二年二月三〇日。一九九三年六月に国会を通過し九四年四月から実施される改正労働基準法でも、所定外労働増率は当面二五%のままとし、休日労働のみ「二五・五〇%以下の範囲で命令（政省令）で定める率以上」とされた。ただし勤続算定基礎は従来通りで、年収の三分の一を占めるボーナス・家族手当などは含まれない。また、時間外労働の上限は定められず、行政指導の「目安」として、現行年四五〇時間を九三年から三六〇時間に短縮するとされた。
- (26) 久米郁男「行政機関の自律性と能力―労働時間規制行政を手がかりとして」『神戸法学年報』六号（一九九〇年）。伊藤光利「大企業労使連合の形成」『レゾファイアサン』二号（一九八八年巻）をも参照。
- (27) 加藤哲郎「社会と国家」第三・四章、川人博「過労死社会と日本」第三章、森岡孝二「日本の労働者の生活構造」『過労死弁護団編「Kurogo 国際版」』同「日本型企業社会と労働時間構造の二極化―過労死問題へのアプローチ」『基礎経済科学研究所編「日本型企業社会の構造」』労働旬報社、一九九二年、同「残業およびサービス残業の実態と労基法改正の必要性」『経済科学通信』七二号、一九九二年一月、参照。
- 「毎勤」は労働省政策調査部統計調査第一課作成であるが、「賃金センサス（賃金構造基本統計調査）」は同第二課の作成、「労働力調査」は総務庁統計局統計調査部労働力統計課が作成している。これらの他、労働省政策調査部産業労働調査

課が行う九大産業の三〇人以上企業六〇〇〇社常用労働者対象の「賃金労働時間制度等総合調査」があるが、実労働時間ではなく労働協約上の労働時間が示されている。

- (28) 労働省については、「行政機構シリーズ・便覧・労働省」教育社、「労働省三五年史」労働行政調査研究会、一九七三年、久米、前掲論文、参照。

久米郁男らの一九八五年の官僚サーベイ調査では、労働省官僚は厚生省官僚と共に、相対的に野党支持的で所得配分に積極的であった（久米「現代日本の政治エリート①」『法学論壇』一九八八年五月）。

しかし、日本官僚制内部の各省庁の五段階のランク付けを政府関係者インタビューと国家公務員試験合格者の入省難易度で行ったスタンフォード大学タニエル・オキモト教授の研究では、厚生省は、第Ⅰ「最も権力を持つ（通産省・大蔵省）」、第Ⅱ「かなりの権力を持つ（自治省）」に次いで、農林省・郵政省と共に第Ⅲ「通常の権力（個別領域で）持つ」グループに入れられたが、労働省の方は、防衛庁、科学技術庁、経済企画庁と共に第Ⅴ「あまり権力を持たないグループ」に格付けられている（第Ⅳは「ある程度の権力を持つ」外務省。いわゆる「天下り」の数の統計でも、厚生省は大蔵・通産・運輸・農林省に続くのに対し、労働省は外務・文部省と共に最も少ない水準にあり、「自民党連合支持体制」下での「貿易への影響力」という点では、ほとんど無視しうる存在として扱われている（D. I. Okimoto, Political Inclusivity: The Domestic Structure of Trade, in, T. Inoguchi & D. I. Okimoto eds., *The Political Economy of Japan*, Vol. 2, Stanford 1988（タニエル・オキモト「政治的包括性―国内の貿易構造」『現代日本の政治経済②』総合研究開発機構、一九八七年））。

こうしたマイナーな役割のゆえか、各官庁を比較的包括的に扱った田原総一郎「日本の官僚」文芸文庫、一九八四年、佐高信「日本官僚白書」講談社、一九八六年でも、労働省はとりあげられていない。一部には、労働省不要・廃止論も根強い（例えば屋山太郎「労働省を廃棄せよ」『週刊新潮』一九九三年三月一八日号）。その労働省が、貿易摩擦がらみの労働時間問題で比較的脚光を浴びるようになったのであるから、本来は自省の権限に自信をもって時短に取り組む政府内影響力拡大のチャンスなのであるが、本文で述べるように、「非決定」の構造から抜け出せないのである。

なお、労働基準監督署については、井上浩「労働基準監督官日記」日本評論社、一九七九年、全労働者労働組合「民主的労働行政をめざして」一九八四年、参照。

(29) 平成四年版「労働白書」二二三頁。労働省編「こうして減らす残業 休日出勤——所定外労働削減要綱」一九九一年は、より具体的に、①労働時間に関する意識の改革、②業務体制の改善、③労使一体となった委員会の設置、④ノー残業デー・ノー残業ウィークの導入・拡充、⑤フレックスタイム制や変形労働時間制の活用、⑥ホワイトカラーの残業の削減、⑦時間外労働協定における限度時間の短縮、⑧原則限度時間の設定、⑨所定外労働を行う理由の限定、⑩代休制度の導入や休日の振替、をあげている。しかし最層の課題であるサービス残業をどうするかについては、「適正な労働時間管理を実施し、サービス残業を生むような土壌をなくしていく」と述べるのみである（二四頁）。

実際に摘発されたサービス残業は、地方銀行である第四銀行（新潟）や北陸銀行（富山）で、全国規模の都市銀行には未だ本格的なメスが入っていない（読売新聞一九九三年一月三日・二〇日、参照）。

(30) 石油危機時の対応については、加藤哲郎「国民意識の変化と「生活保守主義」」歴史学研究会編「日本同時代史⑥」青木書店、一九九〇年、参照。

(31) さしあたり、加藤哲郎「戦後意識の変貌」岩波ブックレット、一九八九年、経済企画庁国民生活局「自由時間に対する国民の意識——平成元年度国民生活嗜好度調査」一九八九年、労働省編「新期卒者の労働観・余暇観」一九八九年、日本生産性本部「平成四年度新入社員働くことへの意識調査」一九九二年、前掲「労働観全国世論調査」読売新聞一九九三年二月二三日、など参照。

# 企業国家日本と教育改革

——現代市民社会創造のために——

黒沢 惟昭

## はじめに

本年（一九九三年）三月中旬に、ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州のエッセン市で開かれた第二回「EC・日本国際会議」に研究者・教育運動の仲間たちとともに参加し、教育分科会の司会を務めた。詳しい内容は「報告」を参照して頂くことにして、若干の感想を叙べてみたい。

エッセン大学で行われた教育の分科会では主権地ドイツの誇る「デュアルシステム」（二元制度といわれる学校（教育）と企業（現場）との密接な連携による職業教育の理念と実情について、同州政府の責任者、企業側代表、そして大学の研究者、組合代表から各々の立場での詳しい説明があり、さらに翌日は実際の教育の場（ゲルゼンキルヘンの金属職業学校、及びウィッテンヘルデックの私立大学）で見学とセットされた解説に基づき討論がなされた。十歳段階で将来の進路が、進学、職業のコースに依れるドイツの教育制度も勘案してみると今回分科会の報告・見学、

執筆者紹介

**平田清明** (ひらた きよあき)  
 一九三三年生まれ。一九四七年東京商科大学本科経済学専攻卒業。京都大学経済学部教授。パリ第三、第四大学客員教授を経て、神奈川大学経済学部教授・副学長。経済理論・経済学史。  
 著書  
 『経済科学の創造』(岩波書店、一九六五年) 『市民社会と社会主義』(岩波書店、一九六九年) 『経済学批判への方法序説』(岩波書店、一九八三年) 『異文化とのインターフェイス』(世界書院、一九八七年) 『自由時間へのアプリオリ』(世界書院、一九八七年) 『市民社会とレギュレーション』(岩波書店、一九九三年) 『ケネディ経済学』(共訳、岩波書店、一九九〇年) 他

**山田鋭夫** (やまだ としお)  
 一九四二年生まれ。一九六四年名古屋大学経済学部卒業。一九六九年同大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。滋賀大学助教授、大阪市立大学教授を経て名古屋大学経済学部教授。理論経済学・経済学史。  
 著書  
 『経済学批判の近代像』(有斐閣、一九八五年) 『現代市民社会の旋回』(共編、昭和堂、一九八七年) 『レギュレーション・アプローチ』(藤原書店、一九九一年) 『ポストフォアティズム』(共編、大村書店、一九九一年) 『レギュレーション理論』(講談社、一九九三年) 『レギュレーション・コレクション』第1、2巻(共編、藤原書店、一九九三年)

**加藤哲郎** (かとう てつろう)  
 一九四七年生まれ。一九七〇年東京大学法学部卒業、法学博士。名古屋大学助手、一橋大学専任講師、助教授を経て、一橋大学社会学部教授。政治学・比較政治。国家論、コミンテルン史・現代史。  
 著書  
 『国家論のルネサンス』(青木書店、一九八六年) 『ジャパメリカの時代に』(花伝社、一九八八年) 『社会主義と組織原理上』(憲社、一九八九年) 『戦後意識の姿貌』(岩波書店、一九八九年) 『東欧革命と社会主義』(花伝社、一九九〇年) 『社会主義の危機と民主主義の再生』(教育史料出版会、一九九〇年) 『コミンテルンの世界像』(青木書店、一九九一年) 『ソ連崩壊と社会主義』(花伝社、一九九二年) 『社

会と国家』(岩波書店、一九九二年) 『日本型経営はポスト・フォアティズムか』(共編著、憲社、一九九三年) 『社会主義像の展相』(共編著、世界書院、一九九三年) 他  
**出沢惟昭** (くろさわ のぶあき)  
 一九三八年生まれ。一九六九年東京大学大学院博士課程単位取得。神奈川大学外国語学部教授。教育学・生涯教育論専攻。  
 著書  
 『疎外と教育』(新評論、一九八〇年) 『社会教育論序説』(八千代出版、一九八一年) 『国家と道徳・教育』(青弓社、一九八九年) 『アラムシと現代日本の教育』(社会評論社、一九九一年) 共訳書『マーティン・カーノイ』『国家と政治理論』(御茶の水書房、一九九二年) 他

**伊藤正純** (いとう まさずみ)  
 一九四七年生まれ。一九七九年名古屋大学大学院経済学研究科博士課程単位取得満期退学。桃山学院大学教育研究所助教授。経済理論、生涯教育論。  
 著書  
 論文『現代の社会階級』(平田清明他編著『現代市民社会の旋回』昭和堂、一九八七年) 『フォアティズムのオルタナティブは?』(月刊『フォーラム』第三〇号、一九九三年) 『完全雇用政策とリカレント型学習社会の形成』(桃山学院大学教育研究所『研究紀要』第一号、一九九二年) 『スウェーデンの職業教育見聞』(『研究紀要』第二号、一九九三年) (翻訳) R・ボワイエ『OECD諸国における資本―労働関係』(R・ボワイエ・山田鋭夫編集『危機―資本主義』藤原書店、一九九三年) 他

現代市民社会と企業国家

1994年2月1日 初版第1刷発行

平田清明 山田鏡夫 加藤哲郎  
黒沢惟昭 伊藤正純

発行所 株式会社御茶の水書房

発行人 橋本盛作

東京都文京区本郷5-30-20

郵便番号113

電話 03(5684)0751

振替 東京8-14774

印刷/製本：藤原印刷/弘伸製本

表紙 佐藤俊男

Printed in Japan

ISBN 4-275-01544-4 C3033